

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	1. 福祉課題発見の仕組みづくりと相談支援体制の整備	ページ	77
項目	1. 情報提供と共有の仕組みづくり	担当課	福祉課・社会福祉協議会
具体的な取組状況			(1) 生活や福祉に関する「わかりやすい」情報提供の推進 <p>「広報田辺」では、適時生活や福祉等に関する情報提供を行い、各種相談については、毎月の相談内容、日時等を掲載した。</p> <p>社会福祉協議会の広報誌「福祉日和」では、地域住民が読みやすく関心の持てる内容として、曾祖父母とひ孫の家族写真「ひまごといっしょ」や、福祉の職場で働く若手スタッフを紹介する「いいひとみつけた」等の企画を毎号連載している。また福祉・介護の求人情報や、福祉用具・育児用品のリサイクル情報など、広報を手に取るきっかけづくりを行っている。</p> (2) ホームページ等での福祉情報の提供 <p>本市ホームページにおいては随時情報を掲載し更新に努めるとともに、SNS（インターネット・ライン・フェイスブック等）や新聞報道による発信も行っている。</p> <p>社会福祉協議会では、ホームページ、SNSを通じて福祉・育児用品のリサイクル情報や各種事業の情報を提供している。</p> (3) 住民の目線からの「福祉情報誌」の発行の支援 <p>福祉情報誌については、必要に応じて内容の相談を受けている。</p> (4) 小地域を基盤とした「口コミ」による情報の共有化の推進 <p>介護予防教室やふれあいきいきサロン、福祉委員会、地域リビングなど、住民の集まる機会を活用した情報交換を行っている。</p> (5) ミニ懇談会の推進 <p>介護予防教室やふれあいきいきサロン、福祉委員会、地域リビングなど、住民の集まる機会を活用した情報交換を行っている。</p>
課題・問題点	情報提供では、利用者に必要な情報が伝わっているかを把握することが難しい。 <p>また情報収集について、若年層はSNSを主な媒体とし、高齢者は広報誌やテレビ、ラジオ、住民同士の口コミ等による情報収集といった2極化が顕著である。</p>		
今後の取組・方針	広報誌やテレビ、ラジオ、SNSなどを活用した「わかりやすい」情報提供については、常に配慮しながら実施していく。 <p>また、高齢になれば、直接的に人を介することにより情報を入手することが求められるため、あんしんネットワーク（＝小地域ネットワーク）活動のサロン活動や住民交流活動拠点など、住民が集い交流でき、住民同士が口コミで情報を共有できる機会と場が持てるよう引き続き支援していく。</p>		

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	1. 福祉課題発見の仕組みづくりと相談支援体制の整備	ページ 78
項目	2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり	担当課 福祉課・社会福祉協議会
(1) 「たなべあんしんネットワーク」活動の推進		
<p>住民による小さな地域の中での福祉活動は、要配慮者の見守り支援、通学路の声かけ・見守り運動、ふれあいきいきサロン活動等、継続して取り組まれている。</p> <p>ア 「地域見守り協力員制度」平成21年度（平成22年1月から） 民生委員・児童委員と連携し、普段の生活の中で高齢者にさりげない見守りや声かけを行うボランティア。市町村からの推薦により知事が活動依頼し支援。（ボランティア保険、研修、活動費） 田辺市では、民生委員が必要とする地区に配置（現在43名：県下で約1,800名）</p>		
<p>イ 民間事業者による「地域の見守り」 一般家庭に出入りする機会の多い民間事業者と県が協定を締結。日常業務の範囲で高齢者などを見守り。（12事業者 令和3年3月31日現在） 関西電力、JAグループ和歌山、日本新聞販売協会、日本郵便、和歌山ヤクルト販売、佐川急便、西濃運輸、ヤマト運輸、和歌山県LPガス協会、わかやま市民生協、明治安田生命保険、和歌山県信用金庫協会（きのくに信金、新宮信金）</p>		
<p>ウ 小地域単位の福祉活動の推進</p> <p>(ア) 見守り・声かけ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡カード等の配布 ・愛の日事業 ・年末高齢者訪問 <p>(イ) 子育て世代の交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほっとスペース ・ママストレッチ ※コロナ禍のため中止 ・ちびっこあつまれ（子どもまつり）※コロナ禍のため中止 <p>(ウ) 地域性を重視した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護用品の斡旋 ・ベビーマッサージ ・ボランティア温泉宅配事業 ・霊柩車の運行（火葬送迎） <p>エ 住民交流活動拠点の機能強化</p> <p>(ア) 常設型地域リビング【よりみちサロンいおり】の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある若者の就労支援～コミュニティカフェの実施 ・まめひこカフェ（認知症カフェ）、ホッと講座、いきいきシニアリーダーカレッジ、あそびの教室、福祉のしごと塾、福祉のしごと相談等 		
課題・問題点	ボランティア・福祉委員等活動の担い手の高齢化及び減少が進んでおり、次世代の担い手の育成が課題となっている。	
今後の取組	あんしんネットワーク活動については、第4次地域福祉計画策定における専門職懇談会を通じて見える課題やアンケート結果などを踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた支援活動を提案、実践していく。	

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	1. 福祉課題発見の仕組みづくりと相談支援体制の整備	ページ 78
項目	2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり	担当課 やすらぎ対策課・障害福祉室
具体的な取組状況	<p>(2) 虐待防止ネットワーク活動の推進【障害者】</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、田辺市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会の開催を中止した。</p> <p>虐待に関する相談については、市町村障害者虐待防止センター機能を障害福祉室に位置付け、対応を行っている。</p> <p>相談件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度：1件 ・平成29年度：2件（虐待の認定なし） ・平成30年度：相談なし ・令和元年度：3件（虐待の認定なし） ・令和2年度：2件（2件とも虐待と認定） <p>(2) 虐待防止ネットワーク活動の推進【高齢者】</p> <p>「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会」では、福祉、医療、司法、行政の幅広い各分野から選出された委員の方々とともに、高齢者や障害者の虐待防止について田辺市の現状報告を行い、地域の課題の検討を行っている。また、必要に応じ個別ケースの検討を行っている。</p> <p>実績として、ネットワーク委員会は、平成29年度から令和元年度までは各1回開催していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議の開催を中止した。個別ケース検討会については、平成30年度・令和元年度は各1回、令和2年度は対応が困難なケースがあったために3回開催した。</p> <p>日常の相談支援やネットワーク構築に関しては、支援が必要な高齢者に早期に相談や介入が行えるよう、日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターが相談支援を行っており、あわせて地域の民生委員・児童委員や民間の介護サービス事業所などに対し、ふだんから高齢者に身近な見守りのネットワークの構築に取り組んでいる。</p> <p>相談件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度：30件 ・平成30年度：32件 ・令和元年度：32件 ・令和2年度：19件 	
課題・問題点	相談件数が減ってはいるが、高齢者虐待の対応事例は増えている。その事例として、認知症、アルコール依存、失業、精神疾患、多重債務、地域からの孤立など、複合的な問題を抱えている事例が多い。また、虐待者自身の高齢化、精神疾患、発達障害、病気、高齢者に経済的に依存・搾取状況にある場合など虐待者自身が問題を抱えていることがあるため、高齢・障害分野のみならず、包括的な支援が必要となっている。	
今後の取組・方針	<p>年に1回以上のネットワーク委員会の開催とともに、必要に応じて、対応が必要な事例について検討を行う個別ケース検討会の開催に取り組む。</p> <p>ネットワーク委員会を通じ、「虐待防止」の啓発や関係機関との連携により、早期に虐待が発見できるような体制づくりに努め、行政及び関係機関が協働して組織的に問題解決ができる仕組みを整える。</p> <p>また地域における活動を通して住民への啓発や広報を強化するとともに、引き続き介護事業所・医療機関等・保健所・司法機関等の関係機関との連携をより深めていく。また、認知症に対する認識不足から虐待が発生する事もあるため、認知症についての正しい理解の普及に努めていく。</p>	

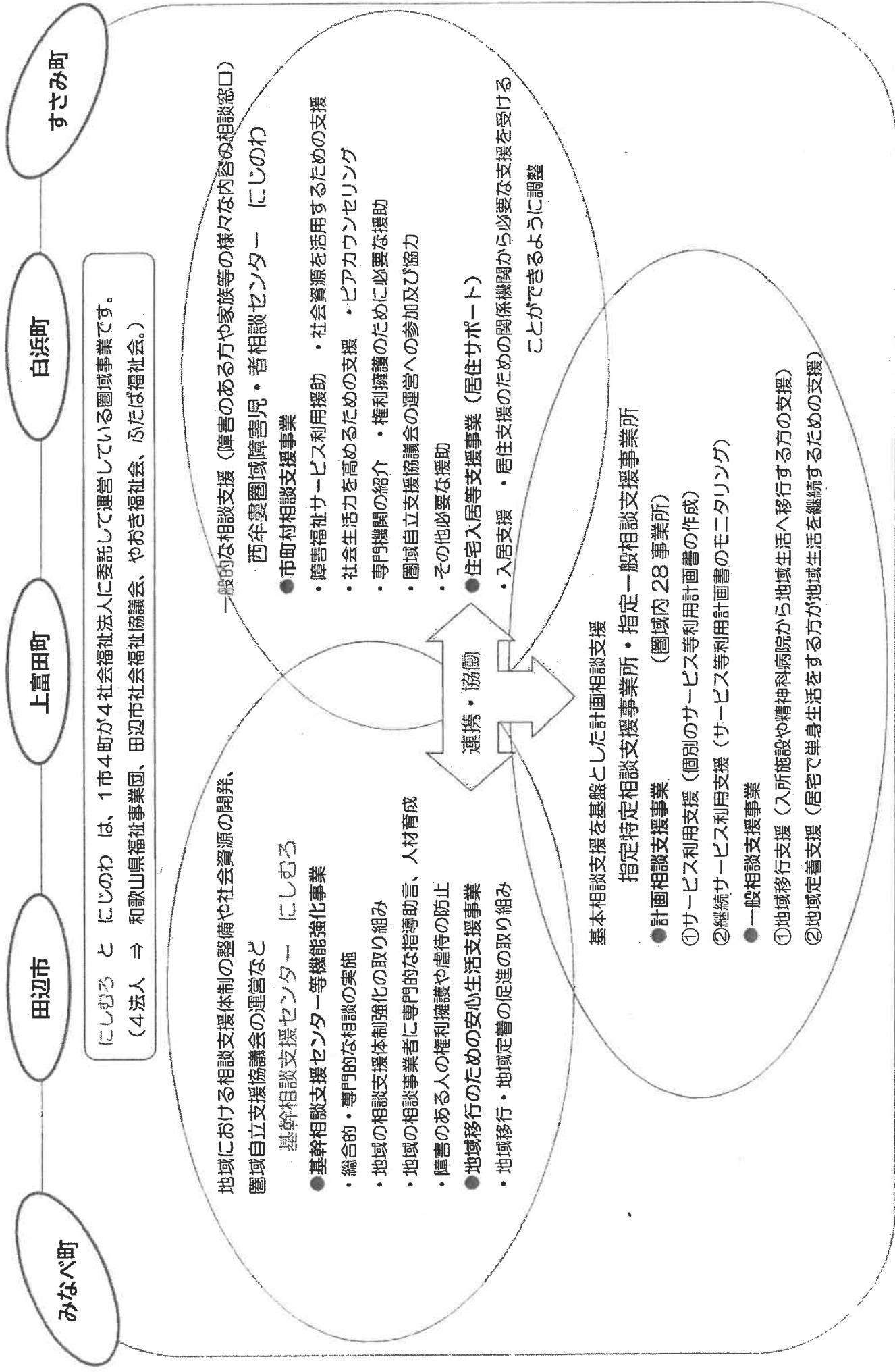
第3次地域福祉計画 取組状況

方策	1. 福祉課題発見の仕組みづくりと相談支援体制の整備		ページ 78
項目	2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり	担当課	子育て推進課
<p>(2) 虐待防止ネットワーク活動の推進【子供】</p> <p>ア 田辺市児童問題対策地域協議会</p> <p>児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者が、当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応することを目的として設置しており、代表者会議、実務者会議、ケース検討会議で組織している。</p> <p>代表者会議では、要保護児童等とその支援に関するシステム全体に関することや協議会の活動状況の評価等を協議している。</p> <p>実務者会議では、要保護児童等に対する支援方法や体制の検討に関すること、個別ケース支援の進行管理等を協議するとともに、個別ケース検討会議では、個別の要保護児童等に関する具体的な支援の内容等を検討している。</p> <p>また、11月の「児童虐待防止推進月間」には、虐待の発生予防や早期発見・早期対応につながるように街頭啓発やオレンジリボン運動に取り組んでいる。</p> <p>【対応件数】</p> <p>平成28年度：126件、平成29年度：147件、平成30年度：163件 令和元年度：251件、令和2年度：集計中</p>			
具体的な取組状況	<p>イ 和歌山の子・みまもり体制に関する協定</p> <p>平成30年度より、和歌山県（児童相談所）と田辺市において、児童虐待に係る通告のあった児童の地域における相談支援体制（以下「みまもり体制」という。）に関し協定を締結しており、この協定により、みまもり体制を整えるために必要な事項を定め、県と市の役割分担を明確にし、相互連携による適切な支援を行うこととしている。</p>		
課題・問題点	<p>社会的問題となっている児童虐待は今なお起こっている状況で、最近では、身体的虐待はもとよりネグレクト（養育の怠慢・放棄）も増加の傾向にある。今後とも関係機関や関係団体との連携を強化して、子供と保護者への適切な支援が必要である。</p>		
今後の取組・方針	<p>児童虐待の防止、早期発見には、保育所、幼稚園、学校、医療機関との連携はもとより、地域で子供を見守っていく体制をさらに強化する必要があることから、今後も広く市民の皆さんに虐待防止に向けた広報、啓発に取り組んでいく。</p> <p>また、こども家庭総合支援拠点の令和4年度開設に向け、専門職の配置等の運営体制の構築を行う。</p>		

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	1. 福祉課題発見の仕組みづくりと相談支援体制の整備	ページ 79				
項目	3. 包括的・総合的な相談支援体制の整備	担当課 福祉課・やすらぎ対策課				
ア 総合相談窓口の整備		<p>市民総合センターには、保健福祉部の各課室（福祉課、子育て推進課、やすらぎ対策課（地域包括支援センターを含む。）、障害福祉室、健康増進課）と男女共同参画推進室のほか、障害児・者相談支援センターゆめふる（現 障害児・者相談センターにじのわ）、基幹相談支援センターにしむろ、権利擁護センターたなべ、ひきこもり相談窓口、家庭児童相談室といった相談支援機関、コミュニティワーク機能を有する社会福祉協議会が配置されており、また、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行にあわせ、その相談窓口となる生活相談センターを設置するなど、総合相談窓口としての機能を有している。</p> <p>なかでも、地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で生き生きとした生活が続けられるよう介護・健康・医療など多方面から総合的に受けられるよう専門職による相談窓口として対応を行っている。</p> <p>また、高齢者に対する包括的な相談支援窓口として、より身近な場所で相談できるように、平成29年4月から旧5市町村の各地域を日常生活圏域として、それぞれに地域包括支援センターを設置し、相談やサービスが受けられるように体制整備を行っている。</p>				
具体的な取組状況		<p>相談件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・平成29年度：1702件</td><td style="width: 50%;">・平成30年度：1402件</td></tr> <tr> <td>・令和元年度：1440件</td><td>・令和2年度：1346件</td></tr> </table> <p>イ コミュニティソーシャルワークの推進</p> <p>社会福祉協議会では、生活課題を抱える個人や家族を支援する個別支援機能と、彼らが暮らす地域環境の整備や住民の活動を支援する地域支援機能の両方を有し、必要に応じて行政やほかの支援機関と連携し対応している。</p>	・平成29年度：1702件	・平成30年度：1402件	・令和元年度：1440件	・令和2年度：1346件
・平成29年度：1702件	・平成30年度：1402件					
・令和元年度：1440件	・令和2年度：1346件					
課題・問題点		<p>認知症、精神障害、貧困など今日的な課題については、地域での理解がまだ進んでおらず、また本人が拒否的な場合もあるため、慎重に進める必要がある。</p> <p>また、高齢者に対する初期相談や実態把握、必要な調整を行うことにより、自立した生活が続けられるような個別支援を進めていく。また、家族を一つの単位として考えていく必要のある多問題の課題を抱える家庭が増えており、関係する機関との連携がさらに重要になってきている。</p>				
今後の取組・方針		<p>市民総合センターが総合相談窓口としての機能を発揮できるよう、各課室間で連携をより一層高めていく。また、急速な高齢化に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症初期集中支援チームを活用し、認知症高齢者に早期から関わることで本人や家族の支援を行っていく。日常生活圏域ごとの地域包括支援センターが身近な相談窓口であることの周知を進めていく。また、多問題の課題を抱える家庭が相談しやすい環境を整えるために、包括的な相談窓口や支援のあり方について検討を行っていく必要がある。</p>				

西牟婁圏域の相談支援体制





基幹相談支援センターにしむろ

基幹相談支援センターにしむろは、田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町の1市4町から委託を受けて、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、主として次のような取り組みをしています。

1. 相談支援事業所（西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわや特定相談支援事業所）への個別事例のアドバイスや支援
2. 障害のある人の地域生活を支えるための地域のネットワークづくりや体制整備
3. 障害のある人の権利擁護や虐待の防止
4. 地域の専門的な人材の育成
5. 地域課題の集約とその解決に向けた取組（新規サービス等の社会資源づくり）
6. 西牟婁圏域自立支援協議会の運営

このような取り組みをすすめていく上で、行なっている事業は次のとあります。

【にしむろで実施している各事業について】

①基幹相談支援センター等機能強化事業（担当者2人）

相談支援事業者のバックアップ、人材育成、地域のネットワーク作り等を担っています。事例検討・検証を通して、地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート等も行なっています。

②地域移行のための安心生活支援事業（担当者1人）

精神科病院や入所施設から出た後、スムーズに地域で生活できるよう、また親元を離れて地域で一人暮らしができるように等の支援を行います。
体験利用・緊急時利用ができるように、アパート居室一部屋を確保しています。

③西牟婁圏域自立支援協議会の運営と事務局（事務担当職員1人）⇒協議会については④を参照下さい。

『はなまる相談』（田辺市内の方が対象）

自閉症、学習障害等の発達障害を対象とした「発達障害児（者）相談～はなまる相談～」を実施しており、受付担当事務員（1人）が在席しています。

西牟婁圏域自立支援協議会

西牟婁圏域の障害福祉に関わるいろいろな方が集まつた協議会です。どのような障害を持っていても、この地域で安心して生活できるようにするために、課題となることを話し合って解決を目指していくところです。

障害者が地域で暮らすために必要なものは何か、障害のある方をはじめ、行政、保健、医療、福祉、教育、就労等に携わる方だけでなく、地域にかかわる方みんなで考え、安心して暮らしていける地域生活を実現していくところです。（障害者総合支援法 第89条の3）

協議会の設置主体は行政（田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町）で、基幹相談支援センターにしむろは協議会の事務局を担っています。

全体会

課題別委員会

各部会等で企画された研修会や講演会等を事務局と共に、具体化し実行する役割を担います。

定例会

事務局会議



子ども部会

就労支援部会

精神保健福祉部会

身体・知的部会

（主に身体・知的の入所施設の生活支援）

相談支援部会

基幹相談支援センターにしむろ

〒646-0028

和歌山県田辺市高雄一丁目23-1 田辺市民総合センター2F

TEL 0739-33-7492 FAX 0739-33-7422

E-mail nishimuro@vm.aikis.or.jp

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	1. 福祉課題発見の仕組みづくりと相談支援体制の整備	ページ 80
項目	4. コミュニケーション支援体制の整備	担当課 障害福祉室
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者のコミュニケーション支援として、「広報田辺」の点字版、声の広報を発行するとともに、市立図書館等に備え付けている。 ・単身の重度視覚障害者等を対象に、公共機関(又はそれに準ずる機関)からの郵便物や資料のほか、生活上必要不可欠な説明書等の代読、公共機関等への申請等に対する代筆により、情報収集の保障、意思疎通の円滑化等を図る代筆・代読奉仕員（3事業所に委託）を派遣する制度を平成21年度から実施している。 ・聴覚障害者のコミュニケーション支援として、障害福祉室の窓口に手話通訳を設置するとともに、意思疎通等の仲介等のため手話通訳者（10人）や要約筆記奉仕員（16人）を派遣する事業を行っている。 ・手話サークルへの補助を行っている。 ・補装具での補聴器の支給、日常生活用具での視覚障害者用音声読書器、聴覚障害者用通信装置等の情報・意思疎通支援用具の支給等を行っている。また、平成25年度から、県制度として、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象に、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、難聴児の福祉の増進に寄与することを目的に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する制度を実施している。 ・知的障害者及び精神障害者がその他の者と意思疎通を図る際の支援を行う者を派遣する事業を平成26年度から実施している。 ・平成30年度から、手話奉仕員養成講座（入門）を開催。令和元年度には、同講座（基礎）を開催した。令和2年度において、手話奉仕員養成講座（入門）を開催する予定であったが、新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止した。 ・令和元年9月議会において、田辺市手話言語条例が可決され、令和2年4月1日から施行した。 	
課題・問題点	市に登録している手話通訳者（士）及び要約筆記奉仕員の数が少ないため、登録者の確保が必要であり、資格者の養成が課題となっている。	
今後の取組	情報伝達を支援するボランティアとして、手話奉仕員の養成に取り組むとともに、手話通訳者（士）、要約筆記奉仕員の確保については、県担当課と連携し取り組む。	

手話で歩み寄れる社会に

田辺 聴覚障害者団体が学習会

田辺市聴覚障害者協会（愛瀬貞夫会長、17人）は、手話を通じ健常者と障害者が歩み寄れる社会をつくることを目標に学習会を始めた。健常者に手話を伝えるため、手話に興味を持つてもらおうと、イベント開催や冊子の作成を検討している。

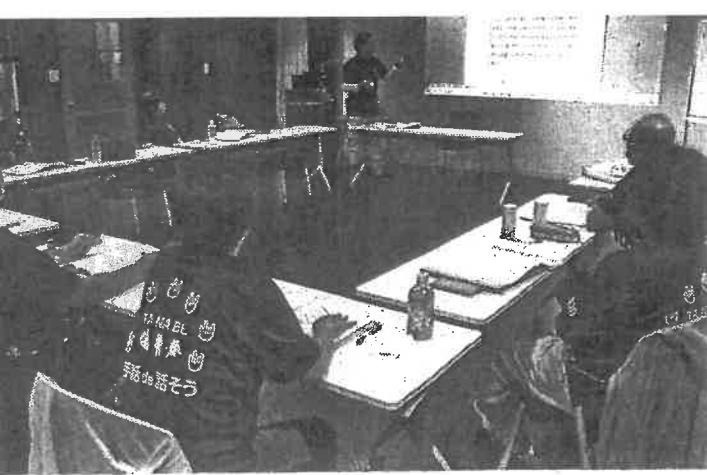
手話を必要とする人とそれ以外の人（言語体系がある）が、健常者と手話の接点。協会は条例の効果的な運用を目指している。

協会の第3回学習会が10月26日に白浜町の1-T企業のオフィスであった。「手話について知つてもうには何が必要か」「聴覚障害者が自ら動かないと社会は変わらない」などと意見交換する。条例の活用や手話の指導法など手話を通じた話し合いは静かだが、熱い。時折、笑いも交えながら、和気あいあいと会は進んだ。

学習会で課題となつたのとを基本理念に掲げている。が、健常者と手話の接点。協会のメンバーは地元の小学校で手話の授業をすることがあるが、年に1、2回程度。一般的はさらにハードルが高い。手話講座に自主的に参加するような人でないとほとんど触れる機会がないといふ。

愛瀬会長（65）は「手話は学校だけでなく、企業や行政の現場にも必要。例えば、聴覚障害者は病院で薬の説明がきちんと聞けずに困るこ

とがある。交通事故に遭つたら、警察や消防はどう対応するか。そうした場面も考え、いろんな立場の人に手話を学ぶ。」と話している。



手話言語条例の有効な運用について意見交換する田辺市聴覚障害者協会の学習会（白浜町中で）

2020. 11. 7
紀伊民報 記事

田辺市手話言語条例（令和元年9月30日条例第16号）

最終改正：

改正内容：令和元年9月30日条例第16号【令和2年4月1日】

○田辺市手話言語条例

令和元年9月30日条例第16号

田辺市手話言語条例

人は、多様な感情や複雑な思考を言語によって表現し、他者との関係性を築くことで社会を構成してきた。手話は、手話を必要とする人（ろう者、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人をいう。以下同じ。）にとって、他者との意思疎通を図る上で必要な言語である。

平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の形態の非音声言語を含むことが明記され、また我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、言語に手話が含まれていることが規定されたが、手話に対する理解は未だに十分とはいえない状況にある。

わたくしたち田辺市民は、人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくることを市民憲章に掲げ、市民一人ひとりがその実現に努めることを約束している。こうした中、市は、手話が言語であるとの認識に基づき施策を推進し、手話を必要とする全ての人が広く社会参加する機会を得て、心豊かに暮らせるまちづくりに資するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及びその普及に関して基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策を推進するため基本的事項を定めることにより、全ての市民が心豊かに共生することができる地域社会の実現に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話は、手話を必要とする人が心豊かな日常生活又は社会生活を営むため、大切に受け継いできた独自の言語体系を有する文化的所産であることを理解しなければならない。

2 手話の普及は、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利を尊重し、手話を必要とする人と手話を必要とする人以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本に行わなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解及びその普及を図り、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人にサービスを提供するとき、又は手話を必要とする人を雇用するときは、手話の使用に配慮するよう努めるものとする。

（観光旅行者等へのサービスの提供）

第6条 市、市民及び事業者は、世界文化遺産及び世界農業遺産を有するまちであることへの誇りと、もてなしの心を持ち、観光旅行者その他の滞在者における手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第7条 市は、次に掲げる事項に係る施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- (4) 手話奉仕員の養成に関すること。
- (5) 学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

（施策の実施状況）

第8条 市長は、前条に規定する施策の実施状況について、田辺市障害者施策推進協議会条例（平成17年田辺市条例第102号）第1条に規定する田辺市障害者施策推進協議会において協議するものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	2. 地域福祉におけるネットワークづくりの推進	ページ 81
項目	1. 住民参加・住民主体による「たなべあんしんネットワーク」	担当課 福祉課・社会福祉協議会
具体的な取組状況		<p>(1) 「たなべあんしんネットワーク」活動の充実 第1次地域福祉計画の推進組織として、市内12地区にあんしんネットワーク推進委員会が設置され、民児協と福祉委員会の協力のもと、活動を始めた。ふれあいきいきサロン、通学路の見守り活動、要配慮者の見守りサービスなど、第2次計画にも活動は引き継がれ、第3次計画においては、引き続き地域ごとの特性や福祉課題に応じ、小地域ごとに福祉活動を推進している。</p> <p>(2) 「たなべあんしんネットワーク」活動の支援 社会福祉協議会では、田辺地区は2地区に1人、旧町村地区は1地区に1人の担当職員を割り当て、福祉委員会やボランティアグループの活動支援を行なっている。</p> <p>(3) 住民交流活動拠点の整備 平成23年度からスタートした常設型地域リビング「よりみちサロンいおり」も10年目を迎える。国が「小さな拠点（多世代・多機能型拠点）」の必要性を求める中、社会福祉協議会では子どもから高齢者、そして障害者を対象にした取組として、あそびの教室や障害者の就労支援、そして認知症カフェといった様々な居場所を提供している。 人材育成としては、ホッと講座やシニアリーダーカレッジ、福祉のしごと塾を開催した。令和2年度の福祉のしごと塾では介護支援専門員で12名（合格者3名）、介護福祉士で13名（合格者9名）、社会福祉士で7名（合格者1名）が資格取得を目指し受講した。</p>
課題・問題点	<p>あんしんネットワークの呼称及び推進形態が、当初意図したような小地域における福祉活動のキャッチフレーズや起爆剤として定着しなかった。 よりみちサロンいおりの運営費は、社協会費と様々7な助成事業や委託事業でまかねわれているが、長期的に継続する見通しは立っていない。</p>	
今後の取組・方針	<p>あんしんネットワークについては、第4次地域福祉計画策定に係るアンケート結果や福祉専門職との意見交換を通じて見える各地域・分野における課題について、その解決のための活動を具現化していく。そのためには、自治会やボランティア団体、そして様々な関係機関の参画を得るなど、社会福祉協議会のネットワークづくりやボランティア活動支援などのサービスの調整や開発を行う「コミュニティワーク機能」を発揮しながら、地域のネットワークづくりを目指していく。</p>	

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	2. 地域福祉におけるネットワークづくりの推進	ページ 82											
項目	2. 地域保健福祉推進補助金による福祉活動の支援	担当課 福祉課											
各種民間団体が地域において高齢者等の保健福祉の増進を図るために行う先導的事業の推進を図るため、地域保健福祉推進補助金を交付する。													
<p>ア 令和元年度までの交付実績</p> <table> <tr> <td>平成28年度</td> <td>4団体</td> <td>交付金額 1,912,000円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>2団体</td> <td>交付金額 821,000円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4団体</td> <td>交付金額 2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4団体</td> <td>交付金額 2,000,000円</td> </tr> </table> <p>イ 令和2年度実績 交付団体 特定非営利活動法人ころん 交付金額 1,000,000円</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> つながり映画祭 障害をテーマにした作品の上映を通して、障害について考える機会を持つていただくことを目的とする。 おもちゃの図書館 新型コロナウイルス感染症の予防のため、自肃が続く中、子供たちが家庭でも木と布のおもちゃを通して様々な経験ができるように、木と布のおもちゃと手作りおもちゃの図書館を開設し、おもちゃ等の貸出しを行う。 		平成28年度	4団体	交付金額 1,912,000円	平成29年度	2団体	交付金額 821,000円	平成30年度	4団体	交付金額 2,000,000円	令和元年度	4団体	交付金額 2,000,000円
平成28年度	4団体	交付金額 1,912,000円											
平成29年度	2団体	交付金額 821,000円											
平成30年度	4団体	交付金額 2,000,000円											
令和元年度	4団体	交付金額 2,000,000円											
取組状況													
課題・問題点	近年では企業による地域貢献的な活動が全国的に増えてきており、このような意欲のある企業の力を活用するべきという考え方が広まりつつあるが、本補助金の要綱では、補助対象が市民団体となっており、企業から申請が来ることや企業に補助することを想定した作り込みになっていない。												
今後の取組	<p>補助金をより多くの団体に認知・活用してもらえるよう、ホームページ、SNS等で周知を行う。</p> <p>また、企業にも地域の保健福祉の増進につながる活動に参入してもらい、その力を活用してもらえるよう、補助金の補助対象の拡充ができないかなどの検討を行いたい。</p>												

上映作品タイムスケジュール

9：30～	13：30～	18：30～
12月3日 (木)	普通に生きる / 2011年/83分/日本	Worker 被災地に起つ / 2018年/89分/日本
12月4日 (金)	99歳母と暮らせば / 2018年/92分/日本	夜明け前 / 2018年/66分/日本
12月5日 (土)	どんぐりの家 / 1997年/115分/日本	Given / ~いま、ここ、にある しゃわせ~ Starry Sky~ 2016年/90分/日本
		星に届いて~ 2018年/18分/日本

2020年12月3日(木)～5日(土)

ごろんつながり映画祭

～私たちが、今できること～

開幕をテーマにした映画を上映します。

今、私たちは、コロナウィルスの感染拡大のために、「さつう」のこと方が
きなくなりました。

私たちが、今できることをひとつひとつ
みんなが暮らしやすい社会づくりに向けて

特定非営利活動法人ごろん
理事長 小川 麻美

1日3回上映

9：30～
13：30～
18：30～

入場無料
(定員 20席)

会場 和歌山県立情報交流センターBIGGYU 研修室4

みんなで備える社会づくりに向けて、みなさまのお力をお貸しください。
私たちは、障害児に特化した訓練所づくりに向けての取り組み、防災に関する研修や避
難訓練の実施、地域とのつながりづくりを進めています。

みんなで備える社会づくりのために、みなさまからのご寄付をお願いします。
寄付金 一口 3,000円より
寄付方法 ゆうちょ銀行から 記号 14730番号 21965631

その他の金融機関から 店名 四七八(ヨンナナハチ)

店番 478 普通 2196563

現金書留 №646-0216 和歌山県田辺市下三橋 1499-82
TEL 0739-81-2388

*お名前・ご住所・お電話番号・メールアドレスをお知らせください。

認定 NPO 法人ごろん
〒646-0216 和歌山県田辺市下三橋 1499-82
TEL 0739-81-2388 / Fax 0739-81-2389

主催



12月3日（木）

①9：30～『普通に生きる』
静岡県富士市にある生活介護事業所で～とは、『どんなに重い障害を持っていても、本人もその家族も普通に生きていける社会をめざす』という理念のもと、親たちの努力で、ゼロから立ち上げた重聴心身障患者のための通所施設です。映画は、2つ目の施設建設が待ち上がった頃からの5年間を追つた長編ドキュメンタリー映画です。（公式サイトより）
2011年/83分/日本

②13：30～『Workers 被災地に赴つ』

2011年3月の東日本大震災、それは、被災地のみならず、いま生きる私たちに、あらめて“これから、どう生きていいくのか”という問いを投げかけます。この映画、これまで長きにわたり、競争、効率、自己責任ではなく、持続可能な社会への仕組みづくりを地域の人とともに模索・実践し続けてきたフーガースコーフ（協同労働の協同組合）による東北被災地での取り組みを2ヶ月間のトキュメンタリー映画です。（公式サイトより）
2018年/89分/日本

③18：30～『言葉のきずな』

「人らしく生きる」ってなんだろう？
病気や事故で脳の一部が傷つき、読み書きや会話が不自由な人々の演劇活動にカメラが密着。短いセリフにもさしかがら、内に秘めた思いを露呈する回員たち。彼らの生き方を通して、人が人らしく生きる意味を改めて聞けます。（公式サイトより）
2013年/103分/日本

12月4日（金）

①9：30～『99歳母と暮らせば』

認知症のための記憶障害、昼夜逆転、幻覚、幻聴、物語られ迷惑……
足腰の衰え、下の失敗、肺炎……高齢になるとほとんどの人が経験する様々な症状。

日々これらと付き合いながら、母の人生最後を気持ちよく楽しく過ごしてもらうための方法を摸索しながら奮闘する家族の姿を約1年間にわたり記録したドキュメンタリー映画です。（公式サイトより）
2018年/92分/日本

12月5日（土）

②13：30～『だつてしまふがいいじゃない』

精神不調をきたして映画監督が発達障害を持ちながら一人暮らしをする親類の叔父（まごとさん）がいることを知る。発達障害を抱えたがる独居生活を送る叔父の日常を発達障害と診断された映画監督が撮りあげた三年間のドキュメンタリー映画です。（公式サイトより）
2019年/119分/日本

③19：30～『どんぐりの家』

重度の障害をもつて生まれた我が子が直面する様々な問題を通じて、3年半校に通う同じ障害をもつた子ども達やその家族、先生たちと支え合いながら、家族がそろって成長していく様子をつづる。モテリは実在するろう重複障害者のための共同作業所、共同性業所“どんぐりの家”的設立のために主人公夫婦が尽力する姿が描かれている。
1997年/115分/日本

④13：30～『Ginger～いま、ここ、にあるしあわせ～』
公益社団法人難病の子どもとその家族へ夢との活動に参加された3つの家族を描いたドキュメンタリー映画です。
夢する家族の病気や死、思いもよらぬかった“現実”と向き合う家族の日々の物語です。
2015年/90分/日本

⑤18：30～『星に語りて～Starry Sky～』
東日本大震災を背景に、災害で被災した障害者と支援者たちの活動を、実話をもとに描いたヒューマンドラマ。
2018年/118分/日本

木のおもちゃ貸します

ら、一回に貸し出しだれのおもちゃは一点にしてある。電話してから来所してほしいといふ。

同NPOのスタッフは「色々ある。発達段階やお子さんに合ったおもちゃを見つけてください。選び方の相談にも応じます」と話している。

が鮮やかだったり、きれいな音が鳴ったり、動きが面白かったりとさまざまなおもちゃだ。
8) へ。

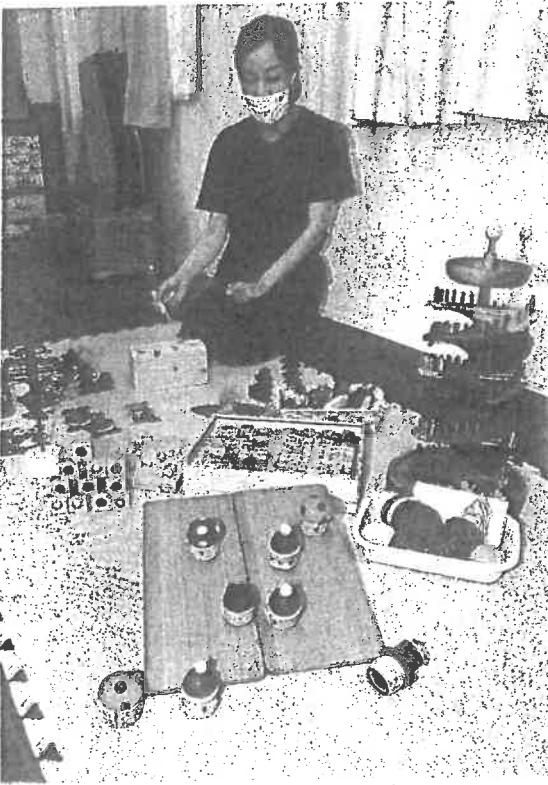
NPO「るん「おもちや図書館」

子ももたちの居場所づくりなどに取り組むNPO「いのわ」（小川麻美理事長）は、木のおもちゃや職員が手作りした布のおもちゃを無料で貸し出や「おもちゃ図書館」を、田辺市下三栖の障害児通所施設「ひまり」で始めた。「図書館で本を借りるよ」と、気軽に木や布のおもちゃを借りにきいていたわ。子ももたちが、家族で楽しんでもらえれば」と呼び掛けている。

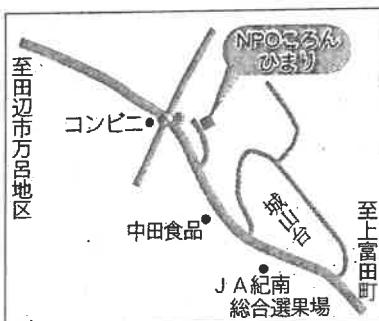
「NPOは月2回、同市中を開いてきたが、新型コロナウイルスの影響で3月から休止している。」
万呂の万呂ヨミコニティセンターなど子どもの遊び場と止している。
工作教室「「りんすべーす」」そこで、遊び場の代わりに、おもちゃを貸し出すことにじて、じど、じるんすべーすで使つていた物を中心に、木と布の

小川麻美理事長)「おもちゃ図書館で本を借りてはならない」と親子で遊んでもらいたいと、木と布の物を中心とした遊びを貸し出すことにした。用意したものは36種類。大きなままごと遊んでもりたいとの思いから、おもちゃでじっくり遊んで遊んだり、「カエル」や「忍者」などを積み木のように重ねて遊んだりするものなど、乳幼児から楽しめるおもちゃがそろっている。ボードゲームといった親子や小学生も楽しめるものもある。

貸し出しは、平日の午前10時~午後5時に「ひまり」でしている。初めて利用する際には名前、電話番号などを登録する。貸出期間は2週間以内。同じおもちゃでじっくり遊んで遊んだり、「カエル」や「忍者」などを積み木のように重ねて遊んだりするものなど、乳幼児から楽しめるおもちゃがそろっている。ボードゲームといった親子や小学生も楽しめるものもある。



NPOころんが「おもちゃ図書館」として無料で貸し出している木や布のおもちゃ
(田辺市下三栖で)



2020.7.31

記伊民報記事

第3次地域福祉計画 取組状況

方策 1	2. 地域福祉におけるネットワークづくりの推進	ページ 82
項目	3. 各種福祉サービスのネットワーク化と総合化	担当課 福祉課
取組状況		<p>市の保健・福祉・教育関係の部署が集積している市民総合センターを総合相談窓口と位置づけ、多様な福祉課題に対する相談支援体制を確保している。</p> <p>複数の分野にまたがる課題に対しては、担当課間や各行政局との連携・情報共有はもちろん、各福祉団体や事業所等にサービスをつなぐ役割も果たしている。</p> <p>サービスの開発については、地域保健福祉推進補助金において「団体が地域において高齢者等の保健福祉の増進のために行う先導的事業」を補助対象事業としており、事業の立ち上げを支援している。</p>
課題・問題点		近畿で最大の面積を有する本市においては、小規模のエリアにおいて集中的にサービスを提供する都会型の手法がなじまない側面があるため、地域に応じたきめ細かな相談支援体制の構築に向け、効果的な方策を模索する必要がある。
今後の取組		引き続き地域保健福祉推進補助金による支援を実施するとともに、市の部局相互はもとより、外部機関、事業所等との連携を強化する。

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	2. 地域福祉におけるネットワークづくりの推進	ページ	82
項目	4. 生活圏域ごとのサービス調整会議の整備	担当課	やすらぎ対策課
具体的な取組状況			<p>高齢者を中心とした地域包括ケアシステムとして、市内全域を対象とした個別ケースや地域課題の検討を行う地域ケア会議をおおむね月に1回開催し、行政局管内の4か所の地域においては小地域ケア会議を2か月に1回開催し、地域に見合ったサービス資源の開発を行うとともに、地域の保健・医療・福祉等の関係機関が定期的に集まり、情報交換や介護支援専門員等が抱えている個別ケースへの具体的な支援方法や地域の課題の検討を行っている。</p> <p>また、生活支援体制整備事業の協議体として、各日常生活圏域ごとに4か月に1回、小地域ケア会議の構成員や民生委員・シルバー人材センターなどが協議し、地域に不足しているサービスの検討や創設など、サービスの基盤整備にむけて取り組んでいる。</p> <p>毎年、必要頻度に応じて開催できていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、会議開催を自粛した月もあり、開催数は減少している。</p>
課題・問題点	高齢者への支援を中心に検討を行っている現状だが、地域に住んでいるあらゆる年代の人を巻き込んだ事業展開には至っていない。また行政局管内については、人口の減少にともない支援の担い手不足が課題となっている。		
今後の取組・方針	今後も、地域ケア会議・小地域ケア会議・協議体は構成員を増やすことも検討しつつ開催し、地域における住民の支援のあり方や地域包括ケアシステムの整備にむけて取り組んでいく。また、状況を見ながら、旧田辺圏域においても地域を分けて小地域ケア会議の開催ができるように検討をすすめていく。		

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の整備と推進		ページ 83		
項目	1. 既存の制度・サービスの地域福祉的再編	担当課 やすらぎ対策課			
具体的な取組状況		<p>介護が必要になった高齢者が、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを一体的に受けることができる地域包括ケアシステムの構築に向けて、「田辺市長寿プラン2018」を平成30年3月に策定し取組を行ってきたが、計画期間終了に伴い、これまでの理念や取組を発展的に引き継ぎながら、団塊の世代すべてが75歳以上に達する令和7年（2025年）にむけて、さらに令和22年（2040年）を見据えて、総合的に施策を推進するため「田辺市長寿プラン2021」を令和3年3月に策定した。</p> <p>「田辺市長寿プラン2018」で、重点的な取り組みとして掲げた成果 ア 「認知症初期集中支援チーム」については平成30年4月に設置し、「認知症地域支援推進員」についても配置を行った。</p> <p>イ 在宅医療と介護連携の支援窓口である「在宅医療・介護連携支援センター」については、平成29年3月に田辺圏域内4町と共同で設置した。</p> <p>ウ 市街地区域での24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、その他の区域での看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備と地域の診療所、地域組織等との連携による体制整備について、令和2年12月に看護小規模多機能型居宅介護事業所を本宮地区に整備した。</p> <p>エ 日常生活圏域ごとの地域包括支援センターの体制強化と地域ケア会議の開催については平成29年4月に各行政局に地域型地域包括支援センターを設置し、小地域ケア会議を開催している。</p> <p>オ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の円滑な実施のための地域性を踏まえた生活支援の担い手の養成・発掘とそのネットワーク化を行う「生活支援コーディネーター」の配置や協議会の設置についても平成29年4月に各生活圏域毎にコーディネーターを配置し、協議会も設置している。また、生活支援の担い手として、60歳以上の元気な高齢者を対象とした養成講座を実施している。</p>			
課題・問題点	少子高齢化による急激な生産年齢人口、年少人口の減少により、支え手の人材不足は今後ますます深刻な状況が予測される。現状も特に行政局管内においては、介護サービス提供における人材不足が深刻な状況にあり、一部サービスが継続できないところも出ている。				
今後の取組・方針	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備について引き続き取組んでいく。</p> <p>「福祉定住促進事業～ハートの雇用事業～」について、全行政局管内にて対象を拡大して取組を進めている。</p>				

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の整備と推進	ページ	83
項目	2. 住民参加型福祉サービスの推進	担当課	社会福祉協議会
具体的な取組状況			<p>平成2年度より永年継続している住民参加型在宅福祉サービス『田辺市ともしび友愛ヘルプの会』は旧市内では浸透し、活動支援は毎年増加傾向である。</p> <p>平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、田辺市では日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し協議体を設置したことにより、地域づくりの担い手の育成やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を図っている。社会福祉協議会では、地域づくりの担い手の育成に注力し『ご近所ボランティア講座』と呼称し、市内全域に受講の呼びかけを行っている。</p> <p>この講座内容は、ボランティア活動の理解・生活支援の実際・認知症の理解と対応等、講座時間は6時間の講座となっている。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止状況下であったが、27名の方が講座を終了した（R3.1月末現在）。田辺市シルバー人材センターに生活支援員として登録されている方が53名、その内15名が実際に活動されており、14名の方々へ延べ787回（R2.4月～R3.1月末）家事援助等のサービスを提供した。</p> <p>また、地域で活動しているサロン活動の支援、又は立ち上げ費用を助成し継続的に活動を支援していく取組みとして、継続して田辺市地域介護予防活動支援事業を行っている。</p>
課題・問題点	<p>住民参加型在宅福祉サービス『田辺市ともしび友愛ヘルプの会』会員が高齢化しており、また、新たな会員の増員が見込めない。</p> <p>『ご近所ボランティア講座』を修了し、旧市内では徐々にサービスに繋いだケースが増加しつつあるが、旧町村地区ではサービスに繋がらない。また、サービスの質が均一でないといった課題がある。</p>		
今後の取組・方針	<p>日常生活圏域ごとに配置している生活支援コーディネーターや協議体が中心となって、引き続き地域づくりの担い手の育成やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実に努めていく。</p>		

第4次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の整備と推進	ページ	84
項目	3. 移送サービスの整備	担当課	龍神行政局住民福祉課
<p>(1) 龍神地区 ア 路線バス 龍神温泉から西地区、虎ヶ峰を経由して市街地間が1日4便、西地区から市街地への間が1日1便、支線として龍神温泉から大熊集落間が週3日（月・水・金曜日）、1日2往復、いずれも龍神バスが運行している。 イ 住民バス 西地区から日高川町川原河間を3往復、及び奥小森間を1往復、西地区から丹生ノ川地区間が週3日（月、火、木曜日）、1日2往復、西地区から福井地区（菅の川）間を週2回（水、金曜日）、1日2往復運行している。 ウ タクシー 龍神地区内にはタクシーの営業所はなく、市街地の営業所からの運行となっている。 エ 介護保険「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所 龍神地区内に事業所はないが、龍神地区を通常のサービス提供地域として届出を行っている「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が複数ある。 オ 管内診療所への患者送迎用バス 龍神地区内の公共診療所へ通院する患者で、小又川地区、龍神地区、三ツ又地区、丹生ノ川地区、殿原地区を対象に通院送迎を行っている。 3コース設定で、1日に1コースを1往復運行。 <ul style="list-style-type: none"> ・龍神中央診療所（西地区）月～金曜日診療 月・水・金 丹生ノ川→三ツ又→殿原→中央診療所 ・湯ノ又診療所 木曜日の午前診療 木 午前 小又川→湯ノ又診療所または中央診療所 ・大熊診療所 木曜日の午後診療 木 午後 温泉→大熊診療所→殿垣内→大熊診療所 また、甲斐ノ川診療所及び小家診療所の廃止に伴い、当該地域の医療を確保するため、患者輸送業務を隣接地区の民間開業医に委託している。 カ 通院バス運賃助成 龍神中央診療所へ路線バス（龍神バス）を利用して通院する患者に対し、片道200円を超える部分のバス運賃の助成を行っている。 助成対象者は、67歳以上、身体障害者1・2級の者及びその患者が旅客運賃減額第1種に該当する場合はその介護者、療育Aの者及びその介護者、ひとり親家庭の児者となっている。（身体障害者、療育手帳保持者等で割引運賃適用者は100円） キ 外出支援事業 市が市社会福祉協議会に委託し、65歳以上で交通機関の利用が困難な者を対象として、龍神地区内の医療機関への送迎を月2回無料で行っている。</p>			
取組状況	<p>診療バス及び住民バスの運行見直しのほか、休日運行の実施、新規路線ニーズへの対応が課題となっている。</p>		
課題・問題点			
今後の取組 ・方針	<p>引き続き各行政局管内及び市街地の医療機関等への交通手段の確保を基本とする施策の継続と、自家用車による有料移送サービスなど、移送サービスの充実について検討する。</p>		

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の整備と推進	ページ	86
項目	3. 移送サービスの整備	担当課	中辺路行政局住民福祉課
具体的な取組状況			<p>(2) 中辺路地区</p> <p>ア 路線バス（令和2年10月1日改訂） 市街地から栗栖川地区（中辺路行政局）との間を、明光バス、龍神バスの2社が1日13便、近野地区までは1日7便運行している。</p> <p>イ 住民バス（平成30年4月1日改正） 栗栖川地区を基点とする6路線が週2日、朝・昼・夕の3往復運行し、野中地区から近露地区を結ぶ近野線は週2回の2往復運行している。 夜間に栗栖川から近露に行けるように、平成29年8月25日に栗栖川・近露線を開設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小松原・温川・内井川線（月・木） → 定期便 4往復 ・高原線、水上線（月・木） → 予約制 3往復 ・西谷線、峰線（火・金） → 予約制 3往復 ・石船・大内川線（火・水） → 予約制 3往復 ・近野線（水・金） → 定期便 2往復 ・栗栖川・近露線（月～金（高校登校日のみ）） → 定期便 1便 <p>ウ タクシー 中辺路地区内には営業所は無いものの、令和元年の秋より白浜第一交通が栗栖川地内に待機場所を設け営業を開始しており、移動手段の無い高齢者などに利用されている。ただし、利用者の多い場合や夜間については市街地の営業所からの運行となっている。</p> <p>エ 介護保険「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所 中辺路地区内に「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が1事業所あり、また、中辺路地区を通常のサービス提供地域として届出を行っている「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が複数ある。</p> <p>オ 外出支援サービス事業 平成27年10月から65歳以上で交通機関の利用が困難な方を対象に、中辺路行政局住民福祉課職員により、地区内の医療機関への送迎を無料で実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年11月からは、対象者を障害者にも拡大して試行的に実施 ・令和元年度末の登録者は16名で、延べ利用者106名 ・令和2年12月末の登録者数は17名、12月末までの延べ利用者数は76名
課題・問題点	外出支援サービスは中辺路行政局のみが直接実施していることから、平成30年度に社会福祉協議会へ委託を検討したが、社会福祉協議会の負担も大きくなることなどの理由で委託が困難な状況のため、新たな委託団体を検討する必要がある。		
今後の取組・方針	引き続き各行政局管内の医療機関への交通手段の確保を基本とする施策の継続と、移送サービスの充実について検討する。また、社協大塔地区事務所が事業の受託が困難となった場合には、関係機関と協議・調整しながら中辺路地区と併せて委託できる事業所の確保を図る。		

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の整備と推進		ページ	87
項目	3. 移送サービスの整備		担当課	大塔行政局住民福祉課
(3) 大塔地区 ア 路線バス 市街地から鮎川地区まで、明光バス、龍神バスの2社で1日13便運行している。 イ 住民バス（予約制） 鮎川新橋を基点として大塔地区内3路線を1日3往復運行している。 • 富里線（平瀬・和田・安川） • 熊野川・向山線（百間・榎谷・向山） • 三川木守線（串・九川・五味・木守） ウ タクシー 大塔交通社が営業所を設置しているが、福祉車両によるタクシー業務のみであるため、市街地の営業所からの運行となっている。 エ 介護保険「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所 大塔地区内に事業所はないが、大塔地区を通常のサービス提供地域として届出を行っている「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が複数ある。 オ 管内診療所への患者送迎用バス 三川・富里各診療所の患者送迎用バスを運行している。三川・富里の両地区ともバス運行コースを2コース設定し、隔週に1コースずつ運行している。 • 三川診療所 毎週木曜日（月・木・隔週水曜日診療） • 富里診療所 毎週火曜日（火・金・隔週水曜日診療） カ 外出支援サービス事業 市が市社会福祉協議会に委託し、65歳以上で交通機関の利用が困難な者を対象として、大塔地区内の医療機関への送迎を月2回無料で行っている。				
具体的な取組状況				
課題・問題点	住民バスについては、増便、運行時間の見直しのほか、休日運行の実施、新規路線の開設要望が課題となっている。 買物困難、自動車運転免許証を返納された方などの移動についての問題を解消することが課題である。			
今後の取組・方針	引き続き各行政局管内の医療機関への交通手段の確保を基本とする施策の継続と、新たな移送サービスを検討し、充実を図る。			

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の整備と推進	ページ 88
項目	3. 移送サービスの整備	担当課 本宮行政局住民福祉課
具体的な取組状況		<p>(4) 本宮地区</p> <p>ア 路線バス</p> <p>市街地との間を龍神バスが1日5便、新宮市との間を熊野交通、奈良交通が1日12便、新宮市及び白浜町との間を明光バスが1日2便運行している。一部は川湯温泉や湯の峰温泉などへ乗り入れているものの、基本的には国道168号、311号の幹線道路の運行である。</p> <p>イ 住民バス</p> <p>行政局及び本宮保健福祉総合センター（うらら館）を基点として各集落へ7路線を運行しているが、通学兼用の静川・上大野線（平日運行、1日1往復）、土河屋・本宮線（平日運行、1日1往復）の2路線以外は週1日（1.5往復）の運行となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静川・上大野線（月～金） ・土河屋・本宮線（月～金） ・上番・中下番・発心門線（週1日、月） ・上切原・切畑・大居線（週1日、火） ・栗垣内・曲川・小津荷・高山線（週1日、水） ・福寿・菊水・小森・一本松線（週1日、木） ・武住・野竹・大瀬線（週1日、金） <p>ウ タクシー</p> <p>熊野第一交通が営業している。</p> <p>エ 介護保険「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所</p> <p>本宮地区内に「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が1事業所あり、また、本宮地区を通常のサービス提供地域として届出を行っている「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が複数ある。</p> <p>オ 外出支援事業</p> <p>市がNPO法人「本宮あすなろ会」に委託し、おおむね65歳以上で交通機関の利用が困難な者を対象として、本宮地区内の医療機関への送迎を月2回無料で行っている。</p> <p>カ 福祉有償運送</p> <p>平成18年10月よりNPO法人「本宮あすなろ会」が、平成23年10月からNPO法人「和が家」が介護保険法に基づく要介護認定者及び要支援認定者や身体障害者等を対象とした福祉有償運送を行っている。</p>
課題・問題点	住民バスについては、運行方法の見直しのほか、休日運行の実施、新規路線要望への対応が課題となっている。	
今後の取組・方針	引き続き各行政局管内の医療機関への交通手段の確保を基本とする施策の継続と、移送サービスの充実について検討する。	

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の整備と推進	ページ	89
項目	4. 雇用・就労支援体制の整備	担当課	やすらぎ対策課・障害福祉室
具体的な取組状況		<p>(1) 高齢者や障害者の就労支援の推進【高齢者】</p> <p>市では高齢者に対する雇用・就労支援として、田辺市シルバー人材センターに運営費補助金を交付している。</p> <p>令和2年3月末における会員数は337人、就業延人員24,035人、年間就業者数269人、就業率74.5%となっている。</p> <p>各行政局管内において、平成18年度に龍神支部・中辺路支部、平成19年度に本宮支部、平成20年度には大塔支部を設置した。さらに平成23年3月には高齢者雇用促進施設を整備し、当施設に田辺市シルバー人材センターの事務所を移転させ、高齢者の多様な就業ニーズに対応出来得る雇用促進の拠点となるよう継続して支援を行っている。</p> <p>また、平成29年度に介護予防・生活支援総合事業における生活支援サービス事業所としてシルバー人材センターを指定しており、生活支援サービスの提供も開始している。</p>	
課題・問題点		<p>【高齢者】</p> <p>少子高齢化が進展する中、長年の職業経験により蓄積された高齢者の能力が活かされる場所として、シルバー人材センターの存在・役割はますます重要なものとなってきている一方で、厳しい経済情勢の下、センター事業の運営において、更なる機能強化・活性化が必要になっている。生活支援サービスについては、令和元年度より大塔地区で開始され、2名が利用中であり、他の行政局管内についても実施に向け取組みを進めています。</p> <p>【障害者】</p> <p>福祉的就労の場である就労移行支援、就労継続支援の事業所は、他の地域に比べて多く、働く場の確保はできているが、その事業所での仕事の確保が課題となっている。また、毎年、特別支援学校高等部から卒業生があり、今後も福祉的就労の場の確保や一般就労への取組は続けていく必要がある。</p> <p>障害者が一般就労した後についても、その職場で働き続けられるようにするためには、生活支援が必要なケースが多い。</p>	
今後の取組・方針	引き続き、福祉的就労の場の確保、一般就労への取組を続ける。		

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の整備と推進	ページ	89
項目	4. 雇用・就労支援体制の整備	担当課	障害福祉室
<p>(3) 福祉施設への優先発注の推進</p> <p>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成25年4月1日から施行されたことから、「田辺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を平成26年度から作成し、前年度の実績を上回ることを目標に優先発注に取り組んでいる。令和元年度の調達実績は35,458,755円で、目標値の109.7%であつた。</p> <p>また、発注の依頼を受ける障害者就労施設等の窓口として、西牟婁圏域自立支援協議会就労部会を位置づけ、受注に取り組んでいる。</p>			
具体的な取組状況			
課題・問題点	障害者就労施設等が自治体や事業所から必要とされる物品の確保（数量と品質）や役務の提供ができるのかが課題である。		
今後の取組・方針	西牟婁自立支援協議会就労部会において受注可能な商品や役務の一覧表を整備するなどして、円滑な受注体制を整える。		

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の整備と推進	ページ 89
項目	5. 権利擁護の仕組みづくり	担当課 社会福祉協議会
具体的な取組状況		<p>(1) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の推進 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）は、平成12年度からスタートした県社協からの委託事業である。この事業は、判断能力が不自由な高齢者、知的障害者、精神障害者などに対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるように支援することを目的としている。</p> <p>福祉サービス利用援助事業実施状況（令和3年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規相談 月平均3件 ・実利用者99人（高齢者46人、精神障害者23人、知的障害者28人、その他2人） ・職員体制 専門員8人（専任1人、兼務7人）、生活支援員17人 非常勤9人、兼務8人） <p>(2) 成年後見制度の利用支援 成年後見制度は、精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、家庭裁判所に申立てをして、その方の援助をしてくれる人を付けてもらう制度をいう。</p> <p>法人後見事業は社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業として、社会福祉協議会では平成25年度から実施している。</p> <p>ア 法人後見取組状況（令和2年度3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受任件数1件（障害者1人） ・職員体制 後見事業担当者2人（兼務2人） <p>イ 「権利擁護センターたなべ」の取組状況（令和3年3月末現在） 田辺市では成年後見制度の利用の促進に関する施策として、令和2年度から「権利擁護センターたなべ」を中心となる機関として設置し、その運営を社会福祉協議会に委託し、更に高齢者等の身元保証の補完機能や死後事務についての事業も併せて取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談延べ件数 97件（約10件/月相談） ・職員体制 専門相談員2人、事務職員1名
課題・問題点	<p>福祉サービス利用援助事業について、必要な方にはできる限り迅速に対応したいと考えているが、現状では、専属専門員の増員なしには十分な対応が難しくなってきている。</p> <p>福祉サービス利用援助事業から成年後見制度へ円滑に移行できるスキームが確立できていない。</p> <p>「権利擁護センターたなべ」の利用対象者が高齢者のみに限定されている。</p>	
今後の取組・方針	<p>田辺市と連携を図りながら福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への円滑に移行できるスキームを確立し、「権利擁護センターたなべ」が誰もが安心して生活できる相談・支援機関になれるように強化していきます。併せて、広域化についても検討していきます。</p>	

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の整備と推進	ページ 89
項目	5. 権利擁護の仕組みづくり	担当課 やすらぎ対策課・障害福祉室
(2) 成年後見制度の利用支援【高齢者】		
<p>成年後見制度の利用を進めるために、相談支援と申立て支援、身寄りのない人の将来にむけた生活不安に備えるあんしん事業を一体的に行う権利擁護センターたなべを令和2年10月に設置し、対応をすすめている。本センターでは、成年後見制度の啓発、相談支援や関係機関とのネットワーク構築を行っており、日常生活圏域に設置している地域包括支援センターとも連携を行い、高齢者の権利擁護を推進していく拠点となっている。</p>		
<p>ア 成年後見制度に関する相談（地域包括支援センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度：118件 ・平成30年度：151件 ・令和元年度：140件 ・令和2年度：101件+97件（権利擁護センター） 		
<p>イ 市長申立ての利用支援</p> <p>権利擁護センター設置後、成年後見制度利用検討会議を定期的に開催し、関わっているケースの中で後見人が必要にも関わらず、諸事情で申立てができない高齢者に対し、市長申立ての支援を行っている。</p>		
<p>申立て件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度：1件 ・平成30年度：3件 ・令和元年度：1件 ・令和2年度：0件（準備をしているものは3件） 		
<p>ウ 専門職、関係機関との連携・協力体制について</p> <p>令和2年度に成年後見利用促進あんしんネットワーク協議会を設置し、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、裁判所、社会福祉協議会等の関係機関と充分な連携・協力体制をとり、成年後見制度利用支援に関する施策や相談体制の強化に取り組んでいる。</p>		
<p>エ 成年後見制度の啓発について</p> <p>権利擁護センターたなべと地域包括支援センターが連携し、民生児童委員協議会の各ブロックでの定例会議での啓発、福祉委員会や小地域ケア会議などにおいて関係機関への周知と啓発を行うとともに、介護予防事業等の講習会での啓発に取り組んでいる。</p>		
(2) 成年後見制度の利用支援【障害者】		
<p>後見人への報酬については、本人に資力がない場合、田辺市成年後見制度利用支援事業助成金の交付を行っている。</p>		
<p>交付件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度：3件 ・平成28年度：3件 ・平成29年度：3件 ・平成30年度：3件 ・令和元年度：3件 ・令和2年度：3件 		
<p>課題・問題点</p> <p>権利擁護センターを設置することで、啓発や相談対応、申立ての支援、市長申立てへのつなぎなどスムーズに制度利用につながっているが、まだまだ周知や啓発が不十分。さらに進めていく必要がある。また、後見人等の受任者としての専門職が少ない地域なので、法人後見や将来的には市民後見人の養成なども検討をしていく必要がある。</p> <p>今後も、成年後見制度の利用を促進するとともに、「身元保証」と「医療同意」、「死後事務」を含む「保証機能」を補完するあんしん事業の仕組みを充実させていく必要がある。</p>		
<p>今後の取組・方針</p> <p>権利擁護センターたなべの機能を充実させるとともに、担当職員の専門性を向上させる研修機会の確保など取り組みの充実を図る必要がある。また公益性・継続性の高い法人後見の積極的な利用にむけて、社会福祉協議会とも協議を進めていく。</p> <p>制度利用検討会議後の市長申立への円滑な事務手続きの遂行と必要に応じた報酬助成について進めていく。</p> <p>財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護、高齢者の身元保証の補完機能や死後事務を行うあんしん生活支援事業について、さらなる充実をはかる。</p> <p>平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」に位置付けられた市町村計画の策定、中核機関の設置、地域連携ネットワークの構築が求められていることからこのための取組みを進める。</p>		

高齢者に安心の暮らしを

田辺市 今秋に支援窓口開設

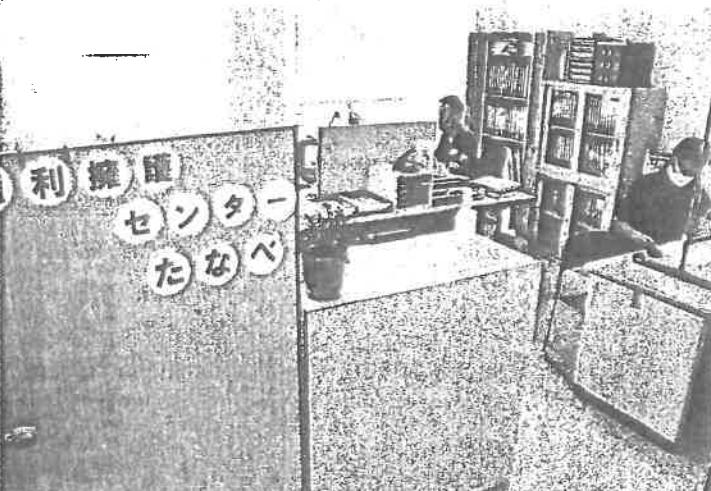
高齢者に住み慣れた地域で安心して暮らしてもらおうと、田辺市は「権利擁護センターたなべ」を今秋にも開設する。認知症高齢者や精神・知的障害者の権利を守る成年後見制度の利用支援と、身寄りのない高齢者が介護施設に入所したり、入院したりする際の保証人機能を担う。

成年後見制度は、認知症の高齢者や精神・知的障害者らに代わって、家庭裁判所が後見人として選ぶ親族や弁護士らが、福祉サービスの契約や財産管理などをする。判断能力が衰える前に支援してくれると将来の約束をし、支援内容を決めておくことができる任意後見制度もある。

いずれの制度の活用にも、理解を深めもらつための広報も担う。センターのもう一つの柱が要。センターは市民からの相談に応じるほか、申し立ての家庭裁判所への申し立てが必要。センターは市民からの相談に応じるほか、申し立ての

手続きを支援する。制度への理解を深めてもらつための広報も担う。

「高齢者あんしん生活支援事



今秋の開設に向けて準備を進める権利擁護センターたなべの準備室
(田辺市高雄1丁目)

院時や死後の対応について、どのような支援を希望するか事前に決めておき、センターが意向に沿つて支援する。利用者は将来に備え3ヵ月分の入院費や火葬代などをセンターに預託し、年会費を支払う。高齢者はもちろん、施設や病院も安心して受け入れられる仕組みにしたいという。

国勢調査によると、市内の独居高齢者は2010年に4616世帯だったのが、15年には5243世帯に増加した。今後も増加の見通し。高齢者の中の高齢化が進展しており、市は認知症高齢者も増加すると想定している。

センター事業は市社会福祉協議会に委託する。問い合わせは市民総合センター内の権利擁護センター準備室(0739・248611)へ。

2020.9.6
紀伊民報記事

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の整備と推進	ページ	89		
項目	5. 権利擁護の仕組みづくり	担当課	自治振興課		
(3) 詐欺や悪質商法による被害防止の取組					
年々悪質巧妙化する詐欺や悪質商法による被害防止を図るため、啓発を主体とした事業を実施した。					
<p>ア 消費者相談 消費生活相談員による相談窓口を設置し、問題解決のための助言やあっせんを行っている。 悪質商法や詐欺の可能性が懸念される相談や情報が寄せられた場合は、県消費生活センター紀南支所や田辺警察署への情報提供と併せて、特に緊急性のある場合は、やすらぎ対策課と連携し、介護支援事業所への情報提供や一人暮らし高齢者等への注意喚起などを行っている。</p>					
<p>イ 消費者啓発講座 老人クラブ、民生児童委員協議会、介護予防教室、町内会・自治会等を対象に、消費生活相談員による消費者啓発講座を開催し、注意喚起を行っている。 (平成27年度：10団体、28年度：10団体、29年度：10団体、30年度：5団体、令和元年度：5団体、令和2年度：2団体)</p>					
<p>ウ 悪質商法及び振り込め詐欺防止の街頭啓発 田辺警察署、県消費生活センター紀南支所と連携して、悪質商法や振り込め詐欺の被害防止に向けた街頭啓発を実施した。 (平成27年度：2回、28年度：2回、29年度：2回、30年度：2回、令和元年度：2回、令和2年度：1回)</p>					
<p>エ 啓発用リーフレット等の配布 ・在宅介護支援センターによる高齢者宅訪問の際に、注意喚起チラシと啓発物品を配布した。(1,000枚×2回) ・若年層への啓発を目的に、小学4年生に啓発用リーフレットを配布した。</p>					
具体的な取組状況					
課題・問題点	消費者被害防止について、地域全体で理解いただき、声かけなどにより見守っていただける地域づくりが重要であり、課題である。 広報田辺やホームページによる情報提供をこまめに行うよう心がけているが、悪質訪問販売や詐欺等が発生した際、市民全体に速やかに情報を届けることが難しい。				
今後の取組・方針	消費者啓発講座などで、一人でも多くの方に詐欺や悪質商法の手口を知つていただき、「だまされない消費者力」を身に着けていただくよう、今後も広報や啓発を継続していく。 特に緊急を要する高齢者からの相談を受けた際は、県消費生活センターや包括支援センターと連携を図りながら対応していく。				

第4次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の整備と推進	ページ	90
項目	6. 過疎地域への支援活動の推進（龍神地域）	担当課	龍神行政局住民福祉課
<p>(1) 集落支援制度の充実</p> <p>人口の減少により地域社会としての集落機能が低下した過疎集落に集落支援員が出向き、主として高齢者宅を訪問し安否確認及び行政からの連絡伝達、日常生活の支援や危険箇所の調査等を行っている。基本的には、一人世帯を対象としている。</p> <p>ア 限界集落訪問活動（65歳以上人口50%以上の地域） 4地区：龍神上・三ツ又・丹生ノ川・殿原 ・対象集落の高齢者宅を訪問し、主に安否確認並びに行政からの連絡を行う。 ・住民の要望等を行政に繋げる。</p> <p>イ 集落環境整備 ・地区内の清掃や生活道の草刈り作業・冬季の除雪作業及び獣害防止ネット設置作業等必要に応じて支援を行う。</p> <p>ウ 配食サービス（社会福祉協議会と連携） 現在11戸に配達</p> <p>エ その他の社会資源 移動販売車による販売（個人事業者3者、JA紀州） ご近所ボランティア 注文による配達サービス（1社）</p>			
取組状況			
課題・問題点	訪問時に色々な相談を受けるが、行政としてどこまで手助けして良いのか、個人がすべきこととの線引きが非常に難しい。		
今後の取組 ・方針	<p>商工会が主体となり、配達サービスを実施している商店もあるが、今後益々高齢化が進んでいく中では「買物難民」と呼ばれる方が確実に増加するため、買物支援事業を展開・支援する必要がある。</p> <p>また、自家用車による移送サービスの検討やご近所ボランティアの利用実績がないことから食品の配達、ゴミ出しなどのサービスの広報をしていく必要がある。</p>		

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の整備と推進	ページ	90																																											
項目	6. 過疎地域への支援活動の推進（中辺路地域）	担当課	中辺路行政局住民福祉課																																											
<p>(1) 集落支援員制度の充実</p> <p>ア 限界集落訪問活動 集落内の高齢者宅を訪問し、声かけを行いながら安否確認を実施する。</p> <p>イ 行政情報の伝達 単に文書配布や行政無線では伝わりにくい情報や依頼等の内容を、担当課（者）に代わり個別に連絡や依頼等を行っており、顔見知りの支援員が説明等をすることにより、高齢者の方も安心して応対を行うことができるようになっている。</p> <p>(2) 買い物支援等の取組の推進</p> <p>ア 平成23年10月から商工会と連携して買い物支援事業（集落支援員が訪問先で買い物の注文を受け、翌週に各商店が用意した商品を訪問時に届ける）を開始している。</p>																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">訪問戸数</th> <th style="text-align: center;">支援延べ戸数</th> <th style="text-align: center;">利用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">平成23年度</td><td style="text-align: center;">1,913</td><td style="text-align: center;">205</td><td style="text-align: center;">272,451</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">平成24年度</td><td style="text-align: center;">4,363</td><td style="text-align: center;">649</td><td style="text-align: center;">789,944</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">平成25年度</td><td style="text-align: center;">4,149</td><td style="text-align: center;">695</td><td style="text-align: center;">1,046,896</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">平成26年度</td><td style="text-align: center;">3,996</td><td style="text-align: center;">561</td><td style="text-align: center;">770,457</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">平成27年度</td><td style="text-align: center;">3,754</td><td style="text-align: center;">494</td><td style="text-align: center;">797,268</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">平成28年度</td><td style="text-align: center;">3,838</td><td style="text-align: center;">413</td><td style="text-align: center;">730,623</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">平成29年度</td><td style="text-align: center;">3,967</td><td style="text-align: center;">349</td><td style="text-align: center;">559,528</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">平成30年度</td><td style="text-align: center;">3,737</td><td style="text-align: center;">229</td><td style="text-align: center;">355,107</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和元年度</td><td style="text-align: center;">3,319</td><td style="text-align: center;">60</td><td style="text-align: center;">52,978</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和2年度</td><td style="text-align: center;">3,014</td><td style="text-align: center;">94</td><td style="text-align: center;">97,552</td></tr> </tbody> </table>			年度	訪問戸数	支援延べ戸数	利用金額	平成23年度	1,913	205	272,451	平成24年度	4,363	649	789,944	平成25年度	4,149	695	1,046,896	平成26年度	3,996	561	770,457	平成27年度	3,754	494	797,268	平成28年度	3,838	413	730,623	平成29年度	3,967	349	559,528	平成30年度	3,737	229	355,107	令和元年度	3,319	60	52,978	令和2年度	3,014	94	97,552
年度	訪問戸数	支援延べ戸数	利用金額																																											
平成23年度	1,913	205	272,451																																											
平成24年度	4,363	649	789,944																																											
平成25年度	4,149	695	1,046,896																																											
平成26年度	3,996	561	770,457																																											
平成27年度	3,754	494	797,268																																											
平成28年度	3,838	413	730,623																																											
平成29年度	3,967	349	559,528																																											
平成30年度	3,737	229	355,107																																											
令和元年度	3,319	60	52,978																																											
令和2年度	3,014	94	97,552																																											
<p>具体的な取組状況</p> <p>※平成23年度は10月から翌年3月までの6か月間 イ 感謝市（出荷代行事業） 平成24年4月からは高齢者が育てた野菜・果実等を、道の駅や商工会に加盟する商店に販売を委託する「感謝市（出荷代行事業）」を行い、高齢者の生きがいづくりや集落の活性化に向けた取り組みを行っている。</p>																																														
<p>課題・問題点</p> <p>集落の社会的共同生活の維持が「困難」から「できなくなっている」へ移行している。 現在の支援内容は地域の切実な分野であり、一歩進んだ集落再生に向けた妙案がなかなか見つからない。 集落支援員が安否確認等で得た個々人の情報を、住民福祉課や中辺路包括支援センターと共有することで、医療、介護、生活支援等のサポートにつなげていく。</p>																																														
<p>今後の取組・方針</p> <p>野菜等の感謝市の継続には、協力店舗のメリットが不可欠であり、高品質・数量確保・顧客が欲しがる商品の提供など、高齢者に出荷者としての自覚や気構えを理解してもらう。 限界集落は全国的な問題であり、他の地域で行っている素晴らしい取組があれば、集落活性化方策に当てはまらないか検討していく。</p>																																														

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の整備と推進	ページ 90
項目	6. 過疎地域への支援活動の推進（大塔地域）	担当課 大塔行政局住民福祉課
<p>(1) 集落支援員制度の充実</p> <p>集落支援員は、主に限界集落の高齢者宅訪問活動・安否確認を基本とし、過疎地域の日常生活機能確保のための多様な役割を支え援助する活動を行っている。</p> <p>◎集落支援員 3名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三川地区・富里地区（限界集落）の支援活動 3名 ・訪問活動～訪問対象世帯65歳以上 高齢化率50%以上の地区 ・安否確認～訪問活動を兼ねて確認「安心こえかけ運動」 ・獣害防止ネット張り～野生獣から農作物を守るため、集落全体を獣害防止ネットで囲う作業支援 ・三川・富里連絡所関係～定期書類の配達、回収、要望等の連絡 ・簡易給水施設の維持管理の支援 ・耕作放棄地の再生活動 ・生活道路、側溝の補修及び清掃 		
具体的な取組状況		
課題・問題点	限界集落（過疎集落）の高齢者の日常生活において、支援が必要となりつつある。また、その支援内容についても、どこまでできるかが問題である。	
今後の取組 ・方針	集落支援員が得た情報を、住民福祉課や大塔地域包括支援センターと共有することで、生活支援等につなげていく。	

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種サービスや福祉活動の整備と推進	ページ	90
項目	6. 過疎地域への支援活動の推進（本宮地域）	担当課	本宮行政局住民福祉課
(1) 集落支援員制度の充実			
ア 限界集落の高齢者宅への訪問・安否確認 限界集落の単身または高齢者のみの世帯を訪問し、安否確認を行うと共に地域の声を行政へ伝える橋渡しを行っている。			
イ 空き家調査 Iターン・Uターン者等への定住促進を図るため、各地区の空き家を調査している。（令和2年度については調査は未実施であるが、地域住民に対し情報提供をお願いしている。）			
ウ 限界集落環境整備 地域の高齢化が進み、地域住民だけでは難しい生活道の除草や清掃作業をはじめ、飲料水の安定供給のための維持管理等に協力している。			
エ 獣害防止ネットの設置（終了） 野生鳥獣による農作物への被害防止対策として、獣害防止ネットの設置を補助するなど地域の実情に合わせた活動を行った。			
オ 四村川活性化委員会の支援 四村川地区の自治会長が中心となり組織された、四村川活性化委員会が取り組んでいる「よむら朝市」「沢わさびの栽培」及び「アマゴ養殖」等の支援を実施している。			
具体的な取組状況	人口の減少に加え高齢化率が50%を超え、集落の自治力が低下してきており、地域の祭典や伝統行事等の自治会活動にも支障が出てきている。 集落活性化に向けた支援、取組が必要である。		
課題・問題点			
今後の取組・方針	現在の活動を継続しながら地域住民の声を幅広く吸い上げ、集落の住民と共に集落活性化方策を見出し新たな活動へと繋げる。 集落支援員を通じ、住民と行政のパートナーシップを形成しつつ、地域社会としての集落機能低下を防ぎ、自治力のある集落作りを支援していく。		

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種のサービスや福祉活動の整備と推進	ページ 90
項目	6. 過疎地域への支援活動の推進	担当課 たなべ営業室
(3) 地域おこし協力隊の導入		平成28年度の導入以降、6地域の山村部で7人の地域おこし協力隊が着任し、最長3年間の任期の中で令和2年度は、龍神地域、中辺路峰地域の2地域で2人の隊員が持続可能な地域づくりに向けて地域のみなさんと共に活動し、令和2年11月末をもって任期満了により退任している。
具体的な取組状況	ア 龍神地域	受入団体：ええとこねっと龍神村 H29. 12. 1～R2.11.30 鶴岡絵美 (44) 【神奈川県横浜市】 →龍神そばの製麺及び地域活性化に向けた活動等
	イ 中辺路峰地域	受入団体：中辺路の里で田舎暮らし！元気人応援隊 H29. 12. 1～R2.11.30 並木真弓 (39) 【千葉県習志野市】
	※田辺地域	
	受入団体：秋津川振興会 H29. 3. 1～R2.2.29 魚住奈央 (24) 【東京都文京区】 →地域情報の発信、道の駅「紀州備長炭記念公園」を拠点とした活動等	
※隊員の年齢は採用時のもの。また、「過疎地域」への支援活動の推進のため市街地の隊員は除く。		
課題・問題点	地域おこし協力隊制度の運用は、それぞれの地域特性に応じた取組が重要であり、定型化、業務化されたものではないため、地域や隊員、行政にとってもより良いあり方、地域おこし活動を模索している状況にある。 また、全国で多くの自治体が国の地域おこし協力隊制度を活用し隊員を募集し地域に派遣していることから、地域が期待する隊員の確保が年々難しくなっている。	
今後の取組・方針	地域おこし協力隊制度は、隊員との協働による、地域が主体となった持続可能な地域づくりの醸成とその地域への新たな人の流れを創出することが目的であり、今後においても引き続き隊員・地域・行政の連絡を密にして意思疎通や調整、連携を図っていく。 また、3年後の隊員の定着・定住に向けての活動フォローを地域とともに支援していく。 令和3年度より新たに隊員を派遣する予定である。	

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	3. 地域福祉に関する各種のサービスや福祉活動の整備と推進	ページ 91																																																																																				
項目	7. 生活困窮者に対する取組	担当課 福祉課																																																																																				
具体的な取組状況		<p>平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行にあわせ、その相談窓口となる生活相談センターを市民総合センター内に設置し、必須事業である「自立相談支援事業」「住居確保給付金」のほか、任意事業である「就労準備支援支援事業」「家計相談支援事業」「子どもの学習支援事業」「一時生活支援事業」を実施し、府内関係部署、各行政局、民生児童委員等と連携、協議、情報交換を行い対象者の情報収集、支援に取り組んでいる。</p> <p>生活相談センター新規相談件数</p> <table> <tbody> <tr><td>27年度</td><td>166件、</td><td>プラン作成</td><td>22件、</td><td>住居確保給付金</td><td>5世帯</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>139件、</td><td>プラン作成</td><td>36件、</td><td>住居確保給付金</td><td>4世帯</td></tr> <tr><td>29年度</td><td>122件、</td><td>プラン作成</td><td>28件、</td><td>住居確保給付金</td><td>3世帯</td></tr> <tr><td>30年度</td><td>125件、</td><td>プラン作成</td><td>28件、</td><td>住居確保給付金</td><td>1世帯</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>120件、</td><td>プラン作成</td><td>10件、</td><td>住居確保給付金</td><td>1世帯</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>522件、</td><td>プラン作成</td><td>212件、</td><td>住居確保給付金</td><td>115世帯</td></tr> </tbody> </table> <p>就労準備支援事業利用者数</p> <table> <tbody> <tr><td>27年度</td><td>5名、</td><td>28年度</td><td>5名、</td><td>29年度</td><td>8名、</td><td>30年度</td><td>14名</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>14名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>14名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>家計相談事業利用世帯数</p> <table> <tbody> <tr><td>27年度</td><td>4世帯</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>4世帯</td></tr> <tr><td>29年度</td><td>4世帯</td></tr> <tr><td>30年度</td><td>7世帯</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>7世帯</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>7世帯</td></tr> </tbody> </table> <p>子どもの学習支援事業利用者数</p> <table> <tbody> <tr><td>27年度</td><td>小学生4名</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>小学生2名、中学生3名、高校生6名</td></tr> <tr><td>29年度</td><td>小学生6名、中学生10名、高校生5名</td></tr> <tr><td>30年度</td><td>小学生2名、中学生13名、高校生4名</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>小学生2名、中学生7名、高校生3名</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>小学生2名、中学生11名、高校生3名</td></tr> </tbody> </table>	27年度	166件、	プラン作成	22件、	住居確保給付金	5世帯	28年度	139件、	プラン作成	36件、	住居確保給付金	4世帯	29年度	122件、	プラン作成	28件、	住居確保給付金	3世帯	30年度	125件、	プラン作成	28件、	住居確保給付金	1世帯	令和元年度	120件、	プラン作成	10件、	住居確保給付金	1世帯	令和2年度	522件、	プラン作成	212件、	住居確保給付金	115世帯	27年度	5名、	28年度	5名、	29年度	8名、	30年度	14名	令和元年度	14名							令和2年度	14名							27年度	4世帯	28年度	4世帯	29年度	4世帯	30年度	7世帯	令和元年度	7世帯	令和2年度	7世帯	27年度	小学生4名	28年度	小学生2名、中学生3名、高校生6名	29年度	小学生6名、中学生10名、高校生5名	30年度	小学生2名、中学生13名、高校生4名	令和元年度	小学生2名、中学生7名、高校生3名	令和2年度	小学生2名、中学生11名、高校生3名
27年度	166件、	プラン作成	22件、	住居確保給付金	5世帯																																																																																	
28年度	139件、	プラン作成	36件、	住居確保給付金	4世帯																																																																																	
29年度	122件、	プラン作成	28件、	住居確保給付金	3世帯																																																																																	
30年度	125件、	プラン作成	28件、	住居確保給付金	1世帯																																																																																	
令和元年度	120件、	プラン作成	10件、	住居確保給付金	1世帯																																																																																	
令和2年度	522件、	プラン作成	212件、	住居確保給付金	115世帯																																																																																	
27年度	5名、	28年度	5名、	29年度	8名、	30年度	14名																																																																															
令和元年度	14名																																																																																					
令和2年度	14名																																																																																					
27年度	4世帯																																																																																					
28年度	4世帯																																																																																					
29年度	4世帯																																																																																					
30年度	7世帯																																																																																					
令和元年度	7世帯																																																																																					
令和2年度	7世帯																																																																																					
27年度	小学生4名																																																																																					
28年度	小学生2名、中学生3名、高校生6名																																																																																					
29年度	小学生6名、中学生10名、高校生5名																																																																																					
30年度	小学生2名、中学生13名、高校生4名																																																																																					
令和元年度	小学生2名、中学生7名、高校生3名																																																																																					
令和2年度	小学生2名、中学生11名、高校生3名																																																																																					
課題・問題点																																																																																						
今後の取組・方針																																																																																						

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	4. 福祉を支えるひとづくり	ページ	92
項目	1. 啓発活動の推進	担当課	自治振興課
具体的な取組状況	<p>田辺市市民活動センター（運営団体 特定非営利活動法人市民活動フォーラム田辺）では、「田辺市市民活動センターだより」を定期的に発行しており、その中で市民活動団体の紹介コーナーが設けられている。</p> <p>また、地域イベントの主催や共催及び参加を行い、市民との交流を深めることにより、田辺市のまちづくりを推進している。</p> <p>なお、田辺地域のNPO活動の啓発やNPO同士のネットワークづくりの場を提供する「市民活動まつり」は、新型コロナウイルス感染予防のため開催できなかった。</p>		
課題・問題点			
今後の取組・方針	田辺市市民活動センターの取組を充実させる。		

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	4. 福祉を支えるひとづくり	ページ	92
項目	2. 福祉教育の推進	担当課	学校教育課・社会福祉協議会
(1) 学校における福祉教育の推進			
<p>学社融合の推進と福祉教育の充実を目的として、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に地域づくり活動や高齢者・障害者との交流、助成金を使ってのこどものボランティアを推進する事業を展開している。また、環境美化活動や収集・募金活動など一般のボランティアへ積極的に参加している。</p> <p>市内の小・中学校の福祉教育担当者を対象に、学校教育課・社会福祉協議会の共催で研修会を学校の夏季休業期間中に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で夏季休業期間が短縮されたため、実施を見合わせた。その後、研修の可否について検討を重ねた結果、中止とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 小中高等学校における福祉教育支援活動（令和3年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> ・支援件数 19校70回（小学校14校、中学校3校、高校2校） イ 福祉教育推進校連絡会共催による研修会（令和3年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> （新型コロナウイルス感染症の影響により、中止） ウ 小中学校向け福祉教育推進助成の運用 <ul style="list-style-type: none"> こどもボランティア推進事業助成（637,828円） ・助成25校（小学校20校、中学校5校） 			
(2) 地域を舞台とした福祉教育の推進			
<p>学校と地域をつなぐ機会として、障害当事者やその家族が学校に出向き、ゲストティーチャーとして講話をを行ったり、福祉委員やボランティアが体験学習時のサポートを行うことなどを支援した。こうした学習を参観日に実施し、児童とその保護者がともに参画する場を持つよう学校と連携を行った。</p>			
具体的な取組状況			
課題・問題点	<p>学社融合の視点で福祉教育を推進し、単発の取組に終わらないよう教職員の意識を高める。</p> <p>現在の各学校の取組も活性化しているが、キャリア教育の視点で福祉教育を推進し、学校の教育活動全体の中に効果的に位置付けていくことも考えられる。</p>		
今後の取組・方針	田辺市社会福祉協議会、関係課等と連携を図り、各校の福祉教育の更なる充実のための指導・支援に努める。		

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	4. 福祉を支えるひとづくり	ページ	92
項目	3. ボランティア活動支援及び市民活動・NPO活動支援体制の整備	担当課	社会福祉協議会
(1) ボランティアセンターの機能強化と支援			
<p>社会福祉協議会では、田辺・龍神・中辺路・大塔・本宮の各地区事務所を拠点にボランティアセンター機能を位置づけ、ボランティアに関する相談やマッチング、活動支援を行っている。事業所からの相談では、踊りや手品などの訪問をしてくれるグループを紹介してほしいというものが多く、ボランティア希望者には定年退職者や転入者が地域を知りたい、又は前に住んでいたところでボランティアをしていて何かしたいという希望が多く見受けられた。</p> <p>近年、我が国では大規模な災害が毎年のように発生しており、災害ボランティアセンターへの職員派遣や現地で活動するボランティアが事前の保険加入に訪れる等、災害ボランティア支援の機能についても認知されてきた。</p> <p>毎年、各地区輪番制で行う災害時相互支援訓練（災害ボランティアセンター設置運営訓練）では、地元町内会、民生委員、福祉委員、ボランティアグループ、NPOなどが参加している。また、大規模災害に備え、広域的な相互支援訓練の一環として、田辺西牟婁災害対応訓練事業を毎年実施しており、令和元年度からスタートした県社協主催の広域・同時多発災害を想定した災害ボランティアセンターの運営訓練にも積極的に参加しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のためにオンラインでの参加となつた。</p>			
(2) 市民活動センターとの連携促進			
<p>ボランティアセンターでは市民活動センターと相互に情報提供を行い、連携して、住民やグループの支援を行っている。また、令和元年度からスタートした県社協主催の広域・同時多発災害を想定した災害ボランティアセンターの運営訓練にも、市民活動センターとの連携を図り、積極的に参加しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のためにオンラインでの参加となつた。</p>			
具体的な取組状況	既存のボランティアグループでは、リーダーやメンバーが高齢化して活動の継続が困難になっている現状がある。		
課題・問題点			
今後の取組・方針	<p>ボランティアセンターと市民活動センター相互に情報提供を行い、連携して、住民やグループの支援に取り組む。</p> <p>円滑な避難行動支援及び災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた取組みとして、小地域の取組みから広域にわたる協力・支援体制の整備及び訓練を実施する。併せて、災害の種別に応じた課題の検討、各種マニュアルの整備・見直しを行う。</p>		

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	4. 福祉を支えるひとづくり	ページ	93
項目	4. 様々な世代のボランティア活動等への参加促進	担当課	社会福祉協議会
平成26年度から地域活動をリードする人材を養成し、高齢者の社会参加活動を促進することを目的に『いきいきシニアリーダーカレッジ』を開催している。			
<p>平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、『ご近所ボランティア講座』を通じて、地域づくりの担い手となる様々な世代の“地域ボランティア”的育成に取り組んだ。また、和歌山県に『わかやま元気シニア生きがいバンク』を設置し、幅広い世代へバンク登録を呼びかけている。</p> <p>その他に、福祉に関心をもってもらう取組みとして、本会独自の講座『ホット講座』や福祉施設との協働イベント『ふれあい文化祭』を開催している。令和2年度の『ふれあい文化祭』は新型コロナウイルス感染拡大防止のためwebでのオンライン開催となった。</p>			
具体的な取組状況			
課題・問題点	<p>平成29年度から『ご近所ボランティア講座』を通じて、生活支援員を養成しているが、田辺市シルバー人材センターへの登録者が少なく、生活援助のサービスへ中々繋げることができていない。</p> <p>大規模災害が県内で発生した場合、大局的な視点で救援を差配できる人材が不足している。</p>		
今後の取組・方針	引き続き地域ボランティアの育成に努めるとともに、育成した人材に実際に活動している生活支援員からのお話を聞いたり同窓会を開催する等、まずシルバー人材センターへ登録し一緒に活動して頂けるような促しを行う。		

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	4. 福祉を支えるひとづくり	ページ	93		
項目	5. 一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組	担当課	人権推進課		
具体的な取組状況		<p>平成31年3月に策定した「田辺市人権施策基本方針改定版」に基づき、市民一人ひとりの尊厳が守られ、日常生活の中に人権尊重の精神が脈打つよう、全序的に人権施策の推進に取り組んだ。</p> <p>また、女性や子ども、障害のある人、高齢者の人権、同和問題など個別の人権課題については、各部署が主体的に取り組み、市民の立場にたった人権意識のもとで、人権施策に取り組んでいる。</p> <p>さらに、国や県、市町村などの行政機関だけではなく、市民組織である田辺市人権擁護連盟や関係団体、地域、学校、企業、NPO等との連携を図り、より効果的な施策の推進に努めるとともに、市民にとって最も身近な相談窓口となるように相談・支援体制の充実を図り、人権擁護に努めた。</p> <p>各課における人権施策の取組状況については、「田辺市人権教育啓発推進懇話会」において審議の上、その結果を市長に報告し、適正な人権施策の推進に取り組んでいる。</p> <p>令和2年度は、「田辺市人権尊重のまちづくり条例」の制定に向け懇話会と協議を重ねながら条例（案）を作成し、令和3年3月議会において可決され、令和3年3月30日に「田辺市人権尊重のまちづくり条例」を公布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月31日 第1回田辺市人権教育啓発推進懇話会を開催 ・令和2年11月19日 第2回田辺市人権教育啓発推進懇話会を開催 <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、まちづくり学びあい講座や企業人権研修、田辺市職員研修などの事業を実施することができなかった。しかし、コロナ禍でも安心安全に実施できるよう、たなべ人権フェスティバルのオンライン配信やDVDによる保育所等での視聴を行い、広く市民に人権啓発を行うことができた。</p>			
課題・問題点	<p>社会情勢の変化に伴い、人権問題は複雑・多様化しており、また、「インターネット等による人権侵害」、「災害と人権」、「自殺・自死遺族の人権」など新たな人権課題も発生している。こうした課題に的確に対応していくため、「田辺市人権尊重のまちづくり条例」及び「田辺市人権施策基本方針改定版」に基づき、各部署が主体的に、人権施策を推進していく必要がある。</p>				
今後の取組・方針	<p>今後も、「田辺市人権尊重のまちづくり条例」及び「田辺市人権施策基本方針改定版」に基づき、人権尊重の視点にたった施策を総合的かつ効果的に推進するため、市民、行政及び田辺市人権擁護連盟等の団体、地域、学校、企業等との連携を図る。</p> <p>また、人権教育・啓発においては、各種講演会や研修会等のより効果的な手法を検討しながら、継続して取り組む。</p>				

田辺市人権尊重のまちづくり条例（令和3年3月30日条例第4号）

最終改正：

改正内容：令和3年3月30日条例第4号 [令和3年4月1日]

○田辺市人権尊重のまちづくり条例

令和3年3月30日条例第4号

田辺市人権尊重のまちづくり条例

豊かな自然に恵まれた本市には、古くから全ての人を温かく受け入れてきた人権文化の素地があり、私たちの先人は、病気や災害、貧困、戦争など様々な困難な状況においても、人を育て、まちをつくるとともに、戦後の早い時期から、市民、事業者、関係団体、行政及び議会が一体となり、同和問題の早期解決を中心とした人権に関する施策に取り組み、大きな成果を収めてきた。

また、世界人権宣言や、日本国憲法の理念に基づき、平成17年に制定された田辺市民憲章の中に、「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。」とし、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちをつくることを定めた。

しかし、国内の人権をめぐる状況をみると、今もなお、同和問題に対する誤った認識による差別、女性や子供、高齢者、障害のある人、外国人、犯罪被害者、性的少数者等に対する差別や暴力、疾病等に起因する差別や暴力その他様々な人権問題が存在し、多くの人が傷付け、安全で安心な暮らしを脅かしている。

近年では、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、インターネット等における人権侵害や、災害時等における真実ではない情報の流布など、新たな課題が生じている。

このような状況を踏まえ、国では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の制定など、人権問題の解消のための法整備が行われている。

市においては、市の責務として、人権全般を取り巻く問題の解決に向けた取組を行うとともに、市民一人ひとりは、様々な人権問題を自分自身の問題として捉え、正しく理解した上で、不当な差別やあらゆる暴力を許さないという意思を持ち、態度や行動で表していく必要がある。

ここに、長年にわたり人権尊重のまちづくりに取り組んできた市民としての誇りを持って、一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちにするとの決意の下、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるものであるとの認識の下、人権に関する施策の推進について基本的な事項や方針を定めることにより、一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちの実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、行政の全ての分野で、人権に関する施策を総合的に推進するとともに、市民及び事業者の人権意識の高揚を図るものとする。

2 市は、インターネット等による差別表現、差別発言その他の人権侵害に当たる行為が発生した場合は、国、県及び関係団体との連携を図り、問題の解決に必要な措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、家庭、学校、地域、職場その他のあらゆる場や機会において、互いの人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手として、人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市民は、様々な人権問題の解決に向け、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めるものとする。

2 事業者は、様々な人権問題の解決に向け、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(人権に関する施策の推進)

第5条 市長は、田辺市人権施策基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、様々な人権問題の解決に向けた人権施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、国、県及び関係団体との連携を強化し、人権施策の推進体制の充実を図るものとする。

(人権教育及び啓発)

第6条 市長は、基本方針に基づき、様々な人権問題について正しい理解を深め、これを体得するために必要な人権教育及び啓発を行ふものとする。

(相談及び支援体制の充実)

第7条 市長は、基本方針に基づき、国、県及び関係団体と連携し、様々な人権問題に応じるために必要な相談及び支援体制の充実を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	4. 福祉を支えるひとづくり	ページ 93
項目	5. 一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組	担当課 子育て推進課
<p>(1) 子どもの人権について</p> <p>児童に対する虐待や体罰、いじめや不登校などの問題は、子どもの心身の成長や人格の形成に深刻な影響を与える。特に児童虐待は信頼する保護者から虐待行為を受けることから子どもの心身の健やかな育ちを極端に損ね、子どもの人権を著しく侵害している。</p> <p>家庭児童相談室では、家庭における子育ての悩みや問題、また子どもたちが安心・安全で健やかに育つ環境づくりのために相談支援を行っている。また、相談内容に応じて各専門機関等へ繋ぐとともに、各種支援制度を紹介している。</p>		
具体的な取組状況		
課題・問題点	<p>社会的问题となっている児童虐待は今なお起こっている状況で、最近では、身体的虐待はもとよりネグレクト（養育の怠慢・放棄）も増加の傾向にある。今後とも関係機関や関係団体との連携を強化して、子供と保護者への適切な支援が必要である。</p>	
今後の取組 ・方針	<p>児童虐待の防止、早期発見には、保育所、幼稚園、学校、医療機関との連携はもとより、地域で子供を見守っていく体制をさらに強化する必要があることから、今後も広く市民の皆さんに虐待防止に向けた広報、啓発に取り組んでいく。</p> <p>また、こども家庭総合支援拠点の令和4年度開設に向け、専門職の配置等の運営体制の構築を行う。</p>	

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	4. 福祉を支えるひとづくり	ページ 93
項目	5. 一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組	担当課 障害福祉室
<p>(2) 障害者的人権について</p> <p>障害のある人への正しい理解と認識を深めるため、小学5年生を対象とした副読本「ともに生きる」を全員に配布し、教科・道徳の授業の中で活用している。</p> <p>一部の公民館では、手話ボランティアの育成と障害者問題に対する理解を深めるため手話教室を開催している。</p> <p>平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行され、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進する。</p> <p>平成30年4月1日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する田辺市職員対応要領が策定され、同年12月に職員研修を実施した。</p>		
具体的な取組状況		
課題・問題点	副読本のより効果的な活用や手話教室参加者の一層の技術の向上、交流の拡大等の取組が課題となっている。障害を理由とする差別の解消に向けた取組・啓発推進体制を築く。	
今後の取組・方針	引き続き、障害のある人の人権について、正しい理解と認識を深めるための取組を図るとともに、職業を通じての社会的自立が促進されるための支援を行う。	

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	4. 福祉を支えるひとづくり	ページ	94		
項目	5. 一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組	担当課	やすらぎ対策課		
(3) 高齢者的人権について		<p>高齢者的人権にかかる取組として、本計画では「地域全体で高齢者を支える環境づくり」と位置づけ、高齢者を含めた地域に暮らす人々が、社会を支える重要な一員として主体性を持って社会活動に参加するとともに、お互いに支え合うことができる地域づくりを推進し、その中で、高齢者が各種のボランティア活動等に積極的に参加できるよう、情報提供、啓発及び地域のリーダー育成事業に取り組んでいる。</p> <p>「いきいきシニアリーダーカレッジ田辺校」では、田辺市社会福祉協議会との連携により、高齢者自身が日常生活を健康で安心して生きがいを持って送るとともに、地域において日常的な支え合い活動を担い、地域福祉を推進し得る人材となるよう、必要な知識・技能を習得する講座を開催している。通常、年間10回開催のところ、令和2年度はコロナウイルス感染症の感染防止のため、開催を自粛した月もあり、年間7回の開催となった。</p> <p>平成29年度からは、高齢者の社会参加・相互支援を目的とした訪問生活支援員養成講座（ご近所ボランティア）を開催し、終了後、シルバー人材センターに登録することにより、生活支援が必要な高齢者の支え手として活動できるよう取組んでいる。</p>			
具体的な取組状況					
課題・問題点	各種事業の予算の範囲内で、高齢者にとって、より効果的、実践的な、魅力のある事業内容であるよう常に検証し、高齢者の社会参加を推進していく必要がある。				
今後の取組 ・方針	高齢者が住み慣れた地域で、安心し、生きがいをもって自立した生活を続けられるよう、情報提供や知識・技能習得の機会提供等の支援を今後も継続していきたい。				

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	4. 福祉を支えるひとづくり	ページ	94		
項目	6. 男女共同参画の推進	担当課	男女共同参画推進室		
具体的な取組状況		<p>「田辺市男女共同参画プラン」に基づき、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、全庁的に取組を進めた。プランの具体的な施策については、各課の取組の推進状況を取りまとめ、その結果を「田辺市男女共同参画懇話会」において審議のうえ、施策の推進に取り組んだ。</p> <p>また、田辺市男女共同参画センター事業として、女性の様々な悩みに女性相談員が電話で応じる『女性電話相談』を実施するとともに、男女共同参画連絡会や男女共同参画推進員等と連携して様々な講座等を開催して啓発活動を展開した。</p> <p>そのほか、「男女共同参画週間（6月23日～29日）」や「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）」に合わせて啓発に取り組んだ。</p> <p>今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、講座等の実施にあたっては難しいことが多かったが、感染防止対策を行ながら、出来る限りの啓発活動を行った。</p>			
課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する講座・講演会等へのさまざまな年齢層の参加拡大 ・地域活動や職場等における方針決定過程への女性の参画 ・LGBTQへの正しい理解と認識が深まる啓発や学習機会の提供 ・男女共同参画の視点に立ったワーク・ライフ・バランスや職場におけるハラスメントに関する認識 				
今後の取組・方針	<p>課題や問題点を検討しながら、今後も継続して男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発に取り組む。</p>				

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	5. 福祉のまちづくりの展開			ページ	95			
項目	1. ユニバーサルデザイン化の推進	担当課	障害福祉室					
具体的な取組状況	<p>平成20年3月に「田辺市バリアフリー基本構想」を策定した。この「田辺市バリアフリー基本構想」は、JR紀伊田辺駅と田辺市本庁舎、市民総合センター、紀南文化会館などの施設を含む直径約1kmの範囲を重点整備地区として定め、それらの施設と施設を結ぶ主な道路のバリアフリーの整備計画を示したものである。</p> <p>基本構想策定後、JR紀伊田辺駅構内のエレベーターと障害者用便所の設置、低床式路線バスの計画的導入、県道田辺龍神線（海蔵寺通り）の歩道と誘導ブロックの新設、JR紀伊田辺駅前広場の改修などの整備がされ、28年度においては、文里湊線（田辺大通り）の歩道改修（140m：電線地中化）、田辺白浜線（湊本通り交差点から礫坂）の電線の地中化が完了した。</p> <p>田辺市バリアフリー基本構想において府内各課において取り組むとしていた事業等について、未実施となっている部分については、継続した取組が必要であることから、年度末において、基本構想の取組状況を把握している。</p>							
課題・問題点	<p>本構想は、重点整備地区を対象に、整備計画や方針、年次目標を具体的に示した上で平成20年3月に策定されたものであるが、その後、同構想に記載のない「紀伊田辺駅舎の建替え」「景観まちづくり刷新支援事業」によって、周辺の環境が整備されたことから、同構想の位置づけや存在意義が不明瞭となっている。</p>							
今後の取組・方針	<p>田辺市バリアフリー基本構想及び和歌山県福祉のまちづくり条例等に基づき、市の施設をはじめ、多くの人が利用する公共施設等のバリアフリー化を図るとともに、情報伝達方法など合理的配慮の視点に基づく対応の推進、普及を図る。</p>							

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	5. 福祉のまちづくりの展開	ページ	95
項目	2. インクルーシブな社会の実現に向けて	担当課	障害福祉室
具体的な取組状況		<p>インクルーシブな社会とは、全ての人々を社会の構成員として包み支え合う社会であることから、実施している市の事業等が、その方向を目指したものである場合には「インクルーシブな社会の実現に向けて」の事業となる。この地域福祉計画で位置付けをし、実践していることすべてが、インクルーシブな社会の実現に向けた取組であって、各課から提出される取組状況等調査票の全てが、この方策の取組となるのではないか。</p> <p>(他の方策の欄に記載していない取組を記載) 自殺対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自殺予防週間(9/10~16)及び自殺対策強化月間(3/1~31)の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・市行政窓口での啓発物品等の配布 ・市広報及びホームページで自殺予防週間及び自殺対策強化月間の広報 ・街頭啓発市内3箇所で市民啓発用のパンフレット・グッズの配布 ・田辺市立図書館（たなべる）に啓発コーナー設置 ・のぼり立てによる啓発（市本庁・市民総合センター） ・講演会の開催(今年度は、9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間のみ開催) ◆令和元年度において、田辺市第1期自殺対策計画を策定 	
課題・問題点		<p>自殺予防に関する施策は、広範多岐にわたっていることから、ネットワークの強化を進めることや、早期発見・対応のため、ゲートキーパーの役割を担う人材育成に努めること、自殺対策に関する相談窓口の周知、自殺啓発リーフレットを作成し、市民向けに自殺に関する正しい知識の普及に努める必要がある。</p>	
今後の取組・方針	自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動を継続して実施する。		

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	6. 地域を基盤とした防災活動の推進	ページ	97
項目	1. 要配慮者支援体制の整備	担当課	福祉課・防災まちづくり課
具体的な取組状況	<p>平成28年度に、日本福祉用具供給協会と「災害時における福祉用具等物資の供給の協力に関する協定」を締結した。</p> <p>要配慮者への支援対策を強化するため、市内の社会福祉法人等と「災害時等における地域の安心の確保等に関する協定」及び「福祉避難所の確保に関する協定」の締結を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書 8 社会福祉法人10施設（平成30年2月末） ■ 福祉避難所の確保に関する協定書 6 社会福祉法人14施設（令和元年12月末） <p>「避難行動要支援者名簿」を作成し、各地区の避難支援者に情報提供を行い、避難支援等の推進に努めている。</p>		
課題・問題点	<p>避難行動要支援者数に対して、福祉避難所の数が少ない。</p> <p>福祉避難所締結先の拡充を進めているが、障害者や特定疾患者など、特定の対象者を受け入れることのできる設備を有する避難先を確保することが難しい。</p>		
今後の取組・方針	<p>福祉避難所の指定を引き続き進める。</p> <p>「避難行動要支援者名簿」の作成により、避難行動要支援者の状況把握に努める。</p> <p>また、防災訓練や防災学習等の機会を通じて、地域住民相互の支援体制（共助）の構築を図る。</p>		

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	6. 地域を基盤とした防災活動の推進	ページ 97
項目	2. 災害時の支援体制づくりの強化—避難行動要支援者名簿の作成—	担当課 福祉課
具体的な取組状況		<p>毎年度、避難行動要支援者名簿を作成している。 作成した避難行動要支援者名簿は、避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関、警察機関、社会福祉協議会）に提供し、避難支援体制の強化を図っている。</p> <p>【避難行動要支援者名簿の掲載数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度：2,946人 ・平成30年度：4,546人 ・令和元年度：4,821人 ・令和2年度：4,504人 <p>※平成29年度は、避難行動要支援者名簿の提供に同意した方のみを掲載していたが、平成30年度以降は地域防災計画に規定する名簿掲載要件に該当する方を掲載している。</p>
課題・問題点		避難行動要支援者名簿への掲載対象者の抽出は、住民基本台帳を基礎としているが、実際に住んでいる場所や家族構成等、台帳に記載登録されている内容と異なるため、同名簿への掲載の判断が難しい。
今後の取組・方針	避難行動要支援者名簿への掲載対象者や個別計画への掲載内容について精査を行う。 毎年度、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供する。	

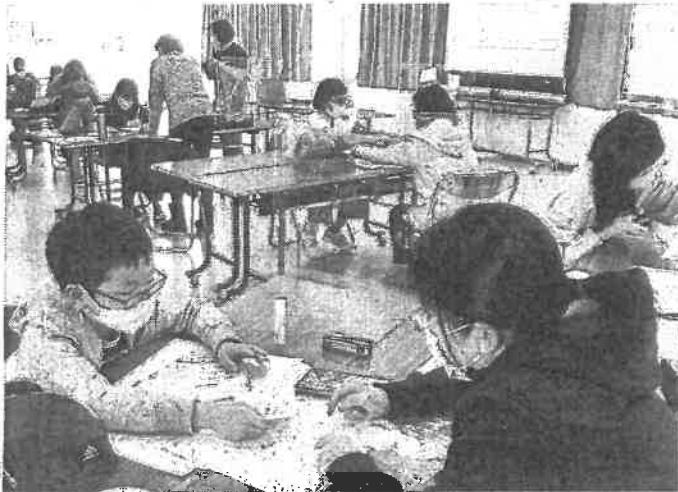
親子で防災地図作り

田辺 自宅周辺の「危険」確認

NPO「南紀いごもステーション」は「親子のやへやへ ぱうぞヨン（掘削・清掃理事長）は11月29日、小学生と保護者を対象にした子どもの防災プロジェクト「まつずBOSAIくらぶ」を田辺市高雄1丁目の中市民総合センターで開いた。

近年、国内外で大規模な災害が発生している上に、紀南地方でも近い将来、南海トラフの大地震発生が予想されることから、子どもたちが自分で自分の「命」を守れる力を身に付けてもらおうと、初めて企画した。来年3月にかけて、全5回開催する。

初回のこの日は、児童9人が母親らと参加した。テーマ



もしもの災害に備え、親子で自分だけの防災地図を作った
(田辺市高雄1丁目で)

だ。田辺市市民活動センターが協力した。海に近い地域に住んでいる子どもたちは「家も浸水するのか」などと驚いていた。母親たちは「子どもの行動範囲を知った。災害が発生した時親が一緒に限らない。この地図を思い出して冷静に避難できれば」「自宅や学校は浸水は心配ないが、地震で崩壊が起きそうな所が何ヵ所かが起きた」と話していた。

次回は、来年1月17日で、「トイレを段ボールでつくるう」。この回だけ参加する場合は参加費千円。問い合わせは、南紀いごもステーション(0739・25・0523)へ。

2020.12.2

紀伊民報記者

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	6. 地域を基盤とした防災活動の推進	ページ	97
項目	3. 防災啓発活動の推進	担当課	福祉課・防災まちづくり課
具体的な取組状況			<p>「田辺市避難行動要支援者支援の手引き」を作成して、市ホームページにて公開している。</p> <p>この手引きには、平常時及び災害時における市及び避難支援等関係者の役割、自助・共助・公助の考え方、早期避難の重要性、避難対策事例を掲載しており、地域防災力の向上を図っている。また、平常時の取組事例として、「避難行動要支援者マップ」を紹介している。既にマップを作成した自主防災組織もあり、防災意識の向上につながっている。</p>
課題・問題点			「田辺市避難行動要支援者支援の手引き」では、避難行動要支援者自身や支援を行う側についての考え方や取組を紹介しているが、地域全体に内容が周知できていないと考える。
今後の取組・方針			避難行動要支援者対策について、防災訓練や防災学習会等の機会を通じて周知していく。

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	6. 地域を基盤とした防災活動の推進	ページ	98
項目	4. 防災訓練の実施	担当課	防災まちづくり課
具体的な取組状況		<p>防災訓練については、多くの住民が参加できるよう、地域の実情に合わせて、より実践に即した訓練に取り組んでおり、さらに「安全安心のまちづくり」を推進するために、訓練参加住民の防災意識の向上やお互いに助け合う力を養い、自主防災の輪を広げることを目的とした、防災ゲームや競技等、運動会形式の訓練も実施している。</p> <p>また、各地域においては、自主防災組織を中心とした避難行動要支援者の避難支援訓練等の取り組みを資機材などの整備費用等の補助制度によって支援し、活動事例を紹介するなどして、他の自主防災組織への啓発を行っている。</p>	
課題・問題点		<p>沿岸部、河川流域及び山間部等それぞれの地域において警戒すべき災害の種別に違いがあり、それぞれの地域の実情に応じた訓練等を実施する必要があるが、地域において災害対策の「共助」の中心的な役割を担う自主防災組織については、自治組織構成員の減少や高齢化などの課題がある。また、避難行動要支援者自身の訓練参加など、普段から地域との相互理解を深めておくことが必要である。</p>	
今後の取組・方針		<p>災害時には住民の自発的な避難や地域での助け合いが大変重要であることから、防災学習会等により防災意識の普及啓発に努めるとともに、地域の実情に応じた避難行動要支援者への支援等を含めた訓練に取り組む。</p>	

第3次地域福祉計画 取組状況

方策	6. 地域を基盤とした防災活動の推進	ページ	98
項目	5. 地震・津波対策	担当課	防災まちづくり課
具体的な取組状況		<p>平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、国内で過去最大規模の地震と津波により、沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしたことから、国において、南海トラフで想定される最大クラスの地震・津波のモデルが示された。</p> <p>こうした中、市では最大クラスの地震・津波から住民の命を守るため、津波対策として、避難路や津波避難タワーの整備、地区別津波避難マップの作成、避難ビルの指定などを実施している。地震対策としては、木造住宅の耐震診断、耐震補強設計審査、耐震改修補助金交付事業、家具転倒防止金具取付事業、ブロック塀等耐震対策事業などを実施している。</p>	
課題・問題点		<p>巨大地震に伴う津波に対しては、「命を守る」ことを基本原則として、被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、自主防災組織を中心とした取り組みが重要である。</p> <p>しかしながら、避難行動要支援者名簿への登載者が年々増加傾向の中、高齢化等により、地域での支援体制を構築することが難しい状況になってきている。</p>	
今後の取組・方針		<p>住民一人ひとりが主体性を持ち、日頃から地震や津波に対する備えについて考えておくなど、防災意識の向上が必要であることから、防災訓練や防災学習などあらゆる機会を通じ、積極的に普及啓発活動を努め、地域住民相互の支援体制の構築を図る取り組みを進める。</p>	

